BULLETIN
DE LA
SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON
(FONDEE EN MARS 1888.)
No 106. MARS 1897.
Rédacteur principal, et gérant. H. Sano
Sténographe. T. Yana
Imprimeur et Editeur. S. Ikéda
(LE BULLETIN PARAÎT TOUS LES MOIS.)

大日本監獄協會雜誌

第百六號

明治參拾年

第三月刊行

本月一回發行

校内生 校外生 募集

●今回提出サレタル**民法修正案**ハ早晩實行ヲ見ル疑ナシ依テ本校ハ**梅博士**其他民法專攻ノ學士ニ依囑シ次週ヨリ之カ講義ヲ始ム**刑法**モ遠カラス大修正アラン然レハ**古賀學士**ノ刑法原論ヲ聽ク者ハ改正刑法ヲ解スルニ於テ大裨益アルヘシ他ノ諸科皆專攻ノ博士學士之ヲ讓授ス此際入學スル者ノ爲メ特ニ**編入試驗**ヲ執行ス**授業時間**ハ毎日午後五時土曜日ハ午後一時半ヨリ始ム

●**新講義錄**毎月三回發行毎號百十二頁ス若シ概定ノ號數ニテ完結ノ見込ナケレハ號外ヲ發行スヘシ所載科目ハ**民法修正案**其他大變更ノ憂ナキモノヲ先ニシ大修正ノ豫期アルモノハ修正案ノ發表ヲ待チ遠カニ之ヲ揭載ス但シ刑法ノ如キ必要ナレハ初號ヨリ現行刑法ニ通シ併セテ改正刑法ノ解釋上稗益ヲ得ヘシ**二年**ヲ期シテ完結**刑法原論**講義ヲ揭載ス是レ**入會金**四拾錢**月謝金**五拾錢

◎規則書入用ノ者ハ貳錢郵券封入申込マルヘシ

東京市麹町區富士見町六丁目電話(一二七四)

司法省指定 **和佛法律學校**

明治三十年二月十八日發刊

東京市牛込區若宮町十番地
大日本監獄協會事務所

發行兼編輯者 佐野尚

印刷者 池田宗平

印刷所 東京並木活版所

東京市淺草區黒船町廿八番地
發行所 東京並木活版所

大日本監獄協會雜誌第百六號目次

○香川縣監獄署建築平面千二百分一之圖

◎論　說
○出獄人保護事業論……龍　涯　生……一
○囚人貸書論……別　天　生……八
○英語練習の必要……臥　牛　生……一七
○討論會……虛心亭主人……一九
◎雜　錄……二七
○重罪囚は悉く集治監に拘禁すべし○北海道の輿獄分監長會議○減刑となりたる囚人給與錢に就て○北海道より送還囚の衣物返送に就て○同押送費に就て○朝鮮國に於ける減刑囚○監獄建築費國庫補助法案の消息○集治監に在る囚徒の餘刑執行に就て○行狀勘査及賞與規程の義解○三十年度北海道集治監滿期囚徒の押送○減刑放免者取締の訓令○官吏の懲戒免除○虛心亭主人の洋行
◎質疑應答
○應答……七十六件……三一
◎寄　書……四三
○上滝浦法相書○看守とは何ぞ○減食懲罰云々に付新山君に質す○晝夜分勤法と一晝夜勤務法
◎官　報……四九
◎各地通信……五三
○埼玉縣下監獄幻燈會○監獄に關する教育幻燈會（鶴谷町、川越町、岩槻町）○三池集治監々內溫度平均○警視廳巢鴨監獄署員橫山圭吉君通信○宮城集治監會員通信○橫須賀監獄支署員足立德太郎君通信○各地保護事業狀況……五九
◎彙　報……五九

會　告

本會々費其他本會へ御送付相成べき金員は庶務委員長へ御拂込之筈に候處往々事務所へ御送金の向も有之時に或は混雜の處も有之候間爾後必ず左の通御取扱被下度此段謹告候也

追て從來會費其他の領收證へは會計主任の印を押し來候處十一月一日よりは庶務委員長の名前を以て「大日本監獄協會庶務委員長」の印影を印捺することに改め候條爾後該印影以外のものは無効に付併て謹告候也

明治廿九年
十一月

大日本監獄協會

一、會費其他本會へ御送付の金員は凡て東京集治監官舍長屋又輔宛にて千住郵便局へ振込の事

一、看守服務要綱の代金は從前之通牛込郵便局へ振出し牛込區若宮町十番地佐野尙へ宛御送金之事

一、看守服務要綱の代金領收證は從前之通佐野尙の名義にて差出候事

特別會告

終身會員　靜岡縣知事　小松原英太郎君
特別會員　警保局長　寺原長輝君
特別會員　法科大學教授法學博士　穗積八束君
特別會員　法科大學教授　寺尾亨君

右本會規則第八條に依り頭書の通り會員となられ候に付此段謹告す

明治三十年三月

大日本監獄協會

前記特別會員諸士の寄稿は追て接手次第掲載するをを意らさるべし

名義にて差出候事

會告

本會特別會員法科大學助教授岡田朝太郎君今般佛國並に獨逸國留學被命本月二十一日出發の途に上り候間爾來彼地に於ける監獄其の他刑事法に關する狀況等詳細每月通信の勞を執らるゝ〻との約諾を得たれば、本誌上讀者諸君に稗益を與ふるゝと一層多かるべきを信ず、會員諸君豫め之を諒せられよ

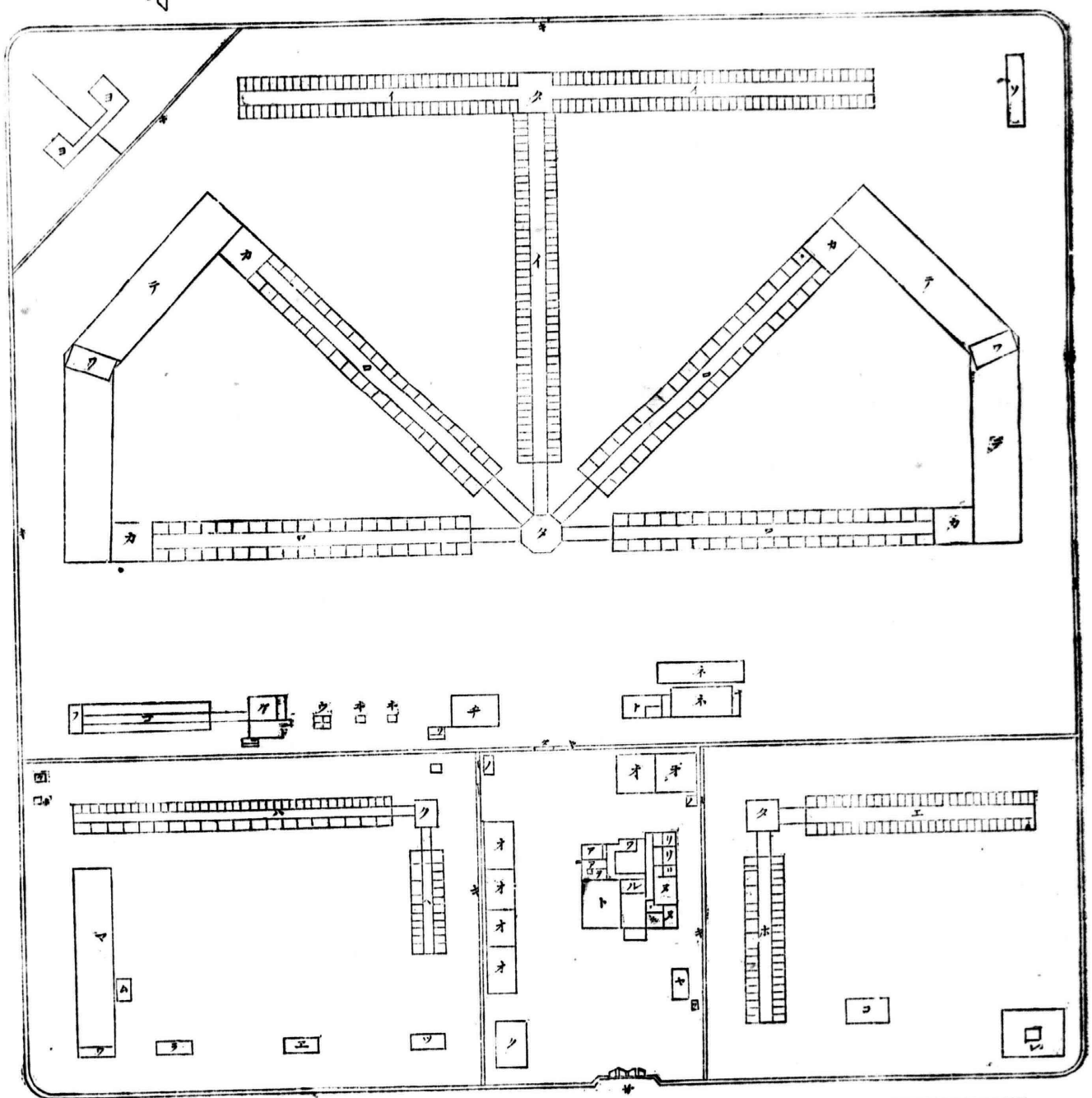
明治三十年三月

大日本監獄協會編輯主任

香川縣監獄署建築平面千貳百分壹之圖

備考

一敷地坪數　六町九反四畝七歩
一建築費金　金拾万九千参百貳拾参圓六錢五厘
一敷地買入費　金七千五百六拾六圓貳拾壹錢参厘
一水道工事費　金四千参百七拾六圓九拾四錢六厘
合計　金拾貳万壹千貳百六拾六圓貳拾貳錢四厘



凡例

イ 地方男監令房
ロ 全雜居房
ハ 地方女監令房雜居房
ニ 拘置男監令房
ホ 全令房又雜居房
ヘ 拘置女監令房雜居房
ト 事務室
チ 第二課事務所
リ 訊問所
ヌ 應接所
ル 典獄室
ヲ 宿直室
ワ 圖書
カ 檢身場
ヨ 雜隔室
タ 見張所
レ 死刑場
ソ 男監浴場及工場
ツ 女令上
ネ 炊事場
ナ 男浴湯場
ラ 女令又釜場
ム 井戸館
ウ 屏禁室
斗 面會室
ノ 接見室
オ 倉庫
ク 教習所
ヤ 人民扣所
マ 女工場
ケ 医務室
フ 男囚病監
コ 男拘置病監
エ 女病監
テ 男囚工場
ア 役丁所
キ 上表門
サ 表門
ユ 中門

論說

◉出獄人保護事業論

龍涯生

本稿は英國ハワード協會主幹タラック氏著行刑論英國監獄局長ケーン氏著犯罪豫防論新約克州監獄協會書記ラウンド氏の監獄會議の演說等に資するもの頗る多し、讀者豫め之を諒せられよ

國家は既に犯罪者を監獄に拘禁したる以上は其の刑の執行を終了したる曉を以て、最早自己の責務を全ふしたるものと爲し、輕々に之を看過すべき所以のものに非ず、國家は是等の出獄者に對し尙爲すべきの事業二あり、即ち(一)犯人をして優に社會に立て自活的生計を營ましめ、(二)且犯罪の續行を妨遏することを是なり、此最後の目的を達せむが爲めには監視の制度を採り、各國共に之を成法として認む、而して前者に對しては出獄人保護事業の設備ありて、以て彼等犯人をして純乎たる良民に復歸せしめむことを努む、監視制度の必要なること今更に言を要せずと雖も其の性質消極的のものに屬し、唯單に犯罪を豫防せんことを計るに過ぎず、然るに出獄人保護事業は之に反し、積極的の行爲にして出獄者に或職業及其の他の給付を爲し、以て彼等をして正良の民たらしめむことを目的とす、斯の如く二者に在ては各々其の効果を異にするに似たりと雖も、犯罪の豫防を計る上に於ては、素と同一の流を汲み決して其の目的を異にするものに非ず、是を以て、保護事業の完全に發達し

たらむには、監視制度の益々不必要を感ずるに至るべく、文化の消長は此兩者の關係如何に依て察知することを得べきなり、彼の監視制度に在ては國家法を以て之を規定するの必要あるを以て各國共に之を強行せりと雖も、保護事業は性質一般社會の民心に依て之を維持すべきものなるを以て、從て其の發達も亦監視に比し遲緩なりしは敢て怪むに足らざるなり、

(一)　保護の目的

出獄人保護事業としての最大目的は國家並に出獄者共に各々其の利益を享受するに在り、最良完全に此目的を達せんが爲めに第一、出獄者に對し直接に或職業を授け若くは自活の職業に奮勵ならしむるの方法を採り第二、數回監獄を出入したる犯人の如きは、世人は其の身分に就き疑懼心を抱くを以て何人も傭主たるを肯諾せず、之が爲めに終に職業地位を得ること能はざるを以て之に向ひ相當の保證並に補助を與ふること是なり、此等の方法は概して國家並に出獄者に對し各々利益を與ふるものたるや疑を容れず、

今若し漫然出獄者を社會に放たしむるとも爲さんか、出獄者は容易に職業を得る能はざるを以て生計困難の爲めに已むなく犯罪を行ふに至り、偶々職業を有する者も尙犯罪の容易に利潤を得べきを思惟し斷然之を決行するに至るべし、又社會の一面より之か觀察を下せば、傭主は毫も其の事實を知らずして一點の警戒心だも加ふることなく依然尙は改善の實を擧くる能はざる不良者を傭使したる爲めに如何なる損害を受くべきか、家族及主人は今尙幾多の不德淫逸に侵潤したる新來の客に對し、特別の注意を欵きたる爲め如何なる危險に遭遇すべきか、殆んど吾人の想像だに及ぶ可からざるものあらむ、好し是等の危險損害は姑く忍ぶとするも、豫め警戒を施こさゞりし結果、終に出獄者をして再び不良の誘惑害惡に導かれたる事例あるを如何せむ、殊に累犯者の出獄囚に對しては何人も害惡の塊物たることを信じて疑はず、又實際多數の事實に於て之を觀む、而かも亦其中出獄後措置の方法當を得たらむには改悛の實を擧げ、一箇の良民に復歸すべき者も多少あらむ、是を以て此輩と雖も曾て群囚索居して相識れる儕輩と交際を隔絕せしめ且一面警察の視察をして適正に行はしめ其職務に就て助力を與ふると同時に、此出獄囚に對しては相當の補助を與ふると極めて必要なりと謂ふべし、是れ則ち歐米各國に於て保護會社の勃起する所以なり、若し斯かる補助を與ふるとなくんば彼等は其の職業を得るとなく、加之其の先非を知れる所の者は何人と雖も傭主たるを肯んせず、爲に遊手徒食遂に犯罪の民たるの已むを得ざるに至らむ」

保護の事業を行ふに當り我輩は一の注意を請ふべきものあり、則ち社會は結局出獄者に對し一點の信用を挾む可からざることを是なり、此故に傭主に在ては十分彼等を信用したる後に非ずんば決して重要の位置を授く可からず、職業の如何に依ては出獄者に授く可からざるものあり、實際普通一般に行はるゝ婢僕の如きは彼等無伎術の者に對しては極めて好適の職業と謂ふべし、何となれば主人に直接騙使せらるゝを以て常に善行を爲し以て保證を得んと欲するの念熾盛なればなり、彼等出獄囚は既に自己の前非其他の事情に就ては悉く傭主の知れる所なるを以て一朝の僞善若くは欺騙の能く蔽ふ所に非さるを知り、誠意熱心善事良行を努め以て信用を得んことに沒々たるべきや必せり、加之一般出獄囚は傭主監督の下に立つと同時に後へに警察の監視助力あり、前に保護會社役員其他有志者の補助あるを以て、不良の非行を再演せむと欲するも、威力慈善勸誘の爲め、如何に出獄囚とは云へ一片の良心は發揮せられ、必ずや翻然として其非を悟り、既に前者追ふ可からず、唯夫れ後事營々役々、圓滿にして春風駘蕩たる家庭の中に身を托せむとの感念融然として起らむ、斯の如く慈善と正義とに基く保護事業は方法其の宜きを得たるときは成績顯ふる觀るに足るべきものありて現

に歐米各國に於ても之れが爲めに年々改悛の實を奏する者幾百人あるを知らずと謂ふ、

(二)　會社の組織

其の事業の性質として相當の職業を與ふるを主とし、其の他陰陽の間補助感化を與ふべきものなるが故に會社の社員は概ね農工商に從事する所の事業家製造場主等とし、之を補助するに監獄官吏及び僧侶の輩を以て組織するを要す、學者其の他一般官吏の如きは適當なる會員に非ず、世人或は勞働者の社員は被保護者の信用を得る能はざるを以て之を非難せりと雖も、我輩は此の說に同意する能はざるなり、勞働者の實例は學者の勢力より甚だ重大なるものあり、若し社會の上位を占むる所の者より出獄者に對し懇々勸諭する所あるも、被保護者の腦裡早既に「自から艱難に遭遇せずして口に忍耐の言を發するは易事のみ」「勸諭者其人と雖も恐くは自から其勸諭する所を實行する能はざらむ」との思想を惹起せしむべしと雖も保護者の位置、被保護者の位置に近く共に不幸の生活を營み、彼に在ては幾多の勞役艱苦に耐へ得たる者なるときは其人の聲は須らく被保護者に在て強大の威力を與ふるものたるや必せり、加之是等の勞働者は被保護者に向て職業を授くべき好位地に在るを以て頗る適當の社員と謂ふべきなり、

會社をして一層奏効の顯著ならむことを欲すれば、政府は相當の保護奬勵を與へざる可からず、彼の英國に在ては會社と政府との結合緊密なるを以て從て其の効を奏したること多し、例へば之れが爲めに犯罪者減少したる如きは著しき例証なり、彼の國に在ては保護會社の數監獄よりも多く政府の每年補助を與ふる金額四千磅に至る、而して之と殆んど同額は全く一私人の義捐に依る、此他また政府は保護會社監督の下に在りて工錢の全部を一時に受取り若くは月賦にて受取らむことを希望する出獄者に對しては、特に工錢額の一倍を給與するの方法を採れり、故に四人は若し在獄中三磅の工錢を得たりとすれば保護會社に入ることを承諾したるとき、放免の際六磅の給與を受くるに至る斯の如く一面政府の保護と奬勵とあり、而して又有志慈善家の協同一致あり、以て會社の眞正なる目的を達するを得べきなり、

出獄者の保護は所謂雇入口入の業務を以て其の本旨と爲すべきが故に、從て會社の元資は金額に非ずして、社員及び役員の誠實熱心に奔走の勞を執ること是なり、然りと雖も毫末の所持金と倚賴すべき良家となき出獄囚に對しては一時、職業を得る迄は之を養はざる可からざるを以て、多小の資金を備ふること亦必要なり、我論者は此資金醵集の方法に就て論して曰く「放免の囚徒と雖も一旦社會を害し良民の負擔と爲りしものなり、故に會社の費用の如きは他に有益なる事業を起すに足らさる細微の金錢を集めて之に充つることを要す、衆人の持寄りたる親睦會費小額の殘金にして再ひ之を各人に配當することを能はさる金額の如きは、最も此會社費に充つること妙なり、他の有益事業を起すと同一なる徵費の方法は此會の本旨に適するものに非さるなり」と、我輩は試に問はんと欲す、何故に放免囚保護の資は他の有益事業を起すと同一なる徵費の方法を適用すへからさるか、既に一旦社會を害し良民の負擔となりたるの故を以て、再び保護を加ふるの要なしとせば格別、苟くも保護の必要を認めたるときは其資金の如きは何等の方法を以て何人の手より出つるも毫も妨あるを見ず、加ふるに放免囚の如きは、現に尙良民の負擔となりつゝある者にして、監獄を出てたる暁は既に國家の責務を全ふし盡くしたるものと謂ふ可からざるに於てれや、又若し之を解して、保護事業は敢て必要なきに非ずと雖も、他の有益事業に比して緩急の差なき能はず、寧ろ資を拂て他の事業に投せよとの意ならしめむか、緩急の程度は須らく事業の輕重に依らざる可からず、未だ改悛の實を奏せざる者を化して純全たる良民と爲すは事態何も

のに比して輕しと爲すか、刑期滿つるも尙改悛の効なき者に向ひ、國家は當然の責務を果したるものとし、之を忽諸に附するは、恰も業央はにして廢止するものに庶幾し、是れ尙事の緩急を得て宜きを制したるものと謂ふ可き歟、此の如く夫れ何れの點より見るも會社徵資の方法に就て、我輩は何等の制限を置くべきものに非さるを信ず、

英國シュリユースベリーの大僧正は曰く、出獄人保護の事業中、多年苦辱の役を忍び來れる後、恩施を與ふるより最も適切緊要なるものなし、然りと雖も各個人は決して、直接に出獄者に向ひ、恩惠を施こす可からず、若し之を會社に交附し、經驗ある役員の手を經て、恩施を爲したらむには、其德澤の及ぼす所廣大なるのみならず、又出獄者をして非行を犯すこと能はさる位置に立たしむることを得べし云々と、而してミッドランドに於ける某保護會社の自由に出獄者をして、其恩施財物を浪費せしむるの方法組織を非難して曰く「予は出獄人保護會社中、最惡なること殆んど之より劣りたるものなかるべきを斷言するに躊躇せざるなり」と、寔に大僧正の言の如く、如何なる場合と雖も出獄者に金錢を所持せしむ可からず、若し衣食の料に窮することあらむか、相當の衣食を給して可なり、必ずしも出獄者をして金錢を所持せしむるを要せず、彼等の多くは毫末の微と雖も、之を酒食遊佚の費に充てずんば已まざるなり、

英國に在ては政府補助金の分配監督方法總へて官民協同一致して之を爲せるを以て頗る其の間圓活にして相互の便益を受くること尠ならず、典獄敎誨師は多くは各地方有志者と相結び地方支部を設け以て保護事業の普及ならむことを計れり、會社には一般、一身を出獄人訪問に委ぬる所の役員を置き、以て宿所職業に奔走せしめ其の所持金の一部を割て便宜或は職業器械衣服購求の資に充て或は旅行の資に供せしむるの方法を採れり、

(三)役員

會社にして若し役員を置かむと欲せば其の撰擇に於て、最も注意愼重ならざる可からず、精誠にして營利心なく博愛の心を以て熱心に事を採る者に非ずんば以て役員の職務を全ふする能はず、彼の歐米諸國に於ける會社役員の如きは實に模範となすに足るべきものあり、一身を擧けて社務に從事し、其の間一點の營利心なく、唯夫れ奔走周旋の勞の尙足らざらむことを恐るゝものあるに似たり、而かも尙中には怨嗟の聲を聞くことなきにしもあらず、曰く出獄囚と共に圍りて其金錢を酒食の資に充てたりと、斯の如き非難は全く例外なり、然れども之に對する注意警戒は須臾も怠ることある可からず、

役員は有給を可とするや若くは無給を可とするやに就ては、各々利弊あり、無給の役員は多くは熱心に事務を採り其の効果頗る見ふべきものありと雖も又時としては不規律行爲の獨立等を來すの弊なきに非ず、之に反して有給の役員は規律秩序を守るの一點に至ては毫も間然する所あるを見ず、從て事務の確然を期し、其の効果を見ることも亦尠なからず、

英國に在ては、スタッフオールドシャイヤー出獄人保護會社の役員は百二十弗の俸給を以て役員を置き、以て其事務を擔承せしめ他の會社は多くは特別に効果を奏したる各事情に依り報酬を與ふるに過さず、

今模範となすに足るべきスタッフオールドシャイヤー出獄人保護會社役員の職務を掲くるに大凡そ左の如し、

一、每週若くは主務省の命令ありたるときは屢々地方監獄を訪問し以て、相當なる保護の方法を講じ、入社の誘導を爲すべし、

二、親しく地方の各製造場主職工長と交際を結び、以て保護會社目的の存する所を說明し、協力補助を受けむ

ことを努むべし

三、囚人出獄時に際し必要あるときは停車場迄同伴し、切符の購求其の他種々の保護を與へ、或は又其の職業を見出す迄一定の時日宿泊の便宜を與ふべし

四、保護會社保護の下に在る所の者は其の職業の有無に係はらず、常に之を訪問すべし

五、毎日訪問したる人名及び場所等は詳細記入し置き以て月次會に呈出するを要す

六、主務省の指揮監督の下に政府補助金の支出を爲し出獄者に對しては適當なる職業を授くることの周旋を爲すへし

七、金錢の支拂は毎日記入し置き以て毎月の會計檢査委員に呈出し其の証認を受くるを要す

而して各監房には最近の保護會社名を掲示し置き、出獄者の便に供するを可とす

保護會社に在て最も必要なるものは各役員間に聯絡を通することと是なり、苟くも一地方より他地方に移轉したる放免者あるときは其者の情況等に就き互に相報知することと最も必要なり、

（未完）

◉囚人賞譽論　其四

別天生稿

本論の稿央はにして、果然在監人行狀勘査及賞譽規程の改正に會ふ、今之に就て一々精細に査閲すれは、曾て予輩の稽査攻究の材料と爲し來れる行狀勘査規程改正案、所謂先年典獄諮問會に附議せられたるものと、殆んど一の徑庭なきものゝ如し、故に前號所載の事項は悉く採て以て改正規程に適用すべきのみならず、以下逐章掲載せむと欲する所の腹稿も亦毫も改案するの必要なし、請ふ我輩は本規程の精神の在る所を剖析し、益々進んで鄙見を開陳する所あらむ（別天生記）

第三章　行狀勘査期

凡そ囚人にして苟くも在監中の行狀、善良且改悛の効顯はれたるものと爲さむか一定の期間を待たず直に相當の優遇奬勵を與へて可なるか如しと雖も、優遇の存する所、所謂刑期に胚胎し、刑期なくんば優遇なし、優遇は則ち刑期に依て起るべきものなるを以て、刑期と優遇法とは互に相牽連し相伴ふへき性質のものなると、且眞正の優遇法は漸次階段を追ふを以て、頗る奬勵の旨趣に適合せるものなるとの二理由に因り行狀勘査期の依て生ずる所以なり、若し英國に於ける階級制度の如く、單に後の理由に依り、行狀をして善良ならしめむとの奬勵法を採るものとせば、各囚人を通して刑期の長短に論なく、最初の九ヶ月間を懲戒期となし漸次標點を得るに從ひ昇級せしむるを可とすと雖も我現行法に於ては一面刑期に依るべきを至當と認めたるを以て、從て刑期の長短に依り各々其の勘査期の長短あるべきを規定せり（在監人行狀勘査及賞譽規程第一條參照）

元來犯人の心性作用、行狀良否の如きは、主觀的に觀察すべき性質のものなりと雖も、其の優遇を與ふるや否やに就ては刑期の長短に相伴ふを至當と認む、素と刑期に長短ある所以のものは背德加害（現行刑法の折衷主義）の程度に多少あるを以てなり、既に刑期の長き者は比較的に背德加害の度多き者とすれば、在監中優遇の奬勵法を與ふるの規定も亦之に準據し、刑期の長短を以て區別するに非ずんば、十分に刑法の旨趣を貫徹したるものと謂ふ能はざるなり、例へば英國制度の如く、刑期の長短に論なく一樣の期間標點を以て優遇法と爲すときは、其の刑期を設くるの趣旨に乖戻するの嫌あり、若し犯人を主觀的に觀察し行狀善良なりとすれば何時

にても優遇を與へて可なりとすれば、此論旨を擴充し犯人の心性にして悛改の効を奏したるときは何時にても直に出獄放免して可なりとの結論を爲すに非ずんば恐くは前後撞着するに至らむ（立法論としての不定刑期の可否は別問題なり）既に我現行刑法にして斯かる主義を採用せざる以上は刑期の長短に依り勢ひ懲戒を加ふるの期間も亦相伴ふを當然とせざるを得ず、此點に於ては舊勘査内規改正規程其に同一の理論を採り來れり唯異れる所のものは、舊勘査内規は刑期の長短に從ひ其期間を一樣に平分せりと雖も改正規程は其の期間の間亦長短の等差を設けたるにあり、假へば刑期三年以上に渉る所の者は五期に分ち第一期及終期を各四分の一となし第二期第三期第四期は四分の二を三分して之に充つることゝなしたるが如き是なり、夫れ斯の如く第一期及終期を各四分の一となしたる所以のものは終期は所謂假出獄期にして刑法の規定に基き四分の一となしたるならむ（舊勘査期に於ては假出獄期は勘査内規以外のものとなせり今之を勘査期中に入れたるは頗る其の當を得たるものと謂ふべし）第一期は即ち英國制度に於ける試驗期（若くは懲戒期）に相當せるものにして之に依て刑の懲苦を感通せしめむとの趣旨よりして從て普通期間より長くしたる所以なるべし、此趣旨は刑期一年以上三年未滿の者に對しては賞表二個より以上與ふることを得ざるの規定（第八條參照）一年未滿の初犯囚人は刑期の半を經過したるとき一回賞表を行ふことを得るの規定（第九條參照）と相竣て十分に刑の懲苦を示さむとの精神に出てたるを窺ひ知るを得べきなり、加ふるに入監當時先づ以て刑の畏るべき懲苦を知らしむるは、改悛の効を奏せしむる點に於て頗る有力なり、刑は結局苦痛の分子を包含するに非ずんば刑たるの目的を達する能はざるは、如何なる感化主義の論者と雖も同意する所に非ずや、而して其の懲苦の中に在て一種の希望を將來に繫がしめ以て漸次改悛の實を擧くるあとを計るは歐米諸國に在て階級法とし實行し來れる所のものに依て之を見るに甚だ好成績を得たる所のものなり

實際の觀察に依れば、入監當時先づ以て刑の畏るべき懲苦を知らしむるは、改悛の効を奏せしむる點に於て頗

一年以上三年未滿の囚人の如きは勘査期を平等に區分し懲戒の期間も他の期間と同一なりと雖も而かも、賞表を與ふること僅かに二回に止まるを以て懲戒の効を缺くものと謂ふべからず、殊に三年以上の囚人たると三年未滿の囚人たるとに論なく何れも皆第一期及終期を各四分の一と爲したるを以て、第一期若くは終期のみに就て之が觀察を下だせば、毫も其間權衡を失したる點あるを見ず（本誌勘査期表參看）然らば何故に兩者の間其の規定を異にしたるや、思ふに刑期短小なるの故を以て懲苦を與ふること却て犯人に對し改悛の實を奏し得るに庶幾しと認めたるに依るべし、是を以て終期間を平等にすと雖も全然賞表三個に對する優遇を受くることを得さらしむるに至りたるならむ、下つて刑期一年未滿の囚人に在ては特に初犯囚に限り賞表一個に對するの優遇を受くることあるの規定を見る、互に相比照すれば少くとも懲苦の意の存する所を知り得べきなり、亦斯の如き規定は誠に實際に恰合し能く其の効を奏し得るものに似たり、單に犯罪と刑罰との權衡論より之を推すときは刑期一年以下、三年以下三年以上に從ひ勘査期を分つの要を見ずと雖も刑期の短小なる者は、十分に犯人を悛改誘導せしむるの時日なきを以て、懲戒を以て其の主眼となし刑の畏るへきを知らしむるは、再犯妨遏に於て多く其効あるか如し、初犯と再犯とに依て勘査期の伸縮を設けたる如きも全く前者に在ては優遇の期間を長くし、再犯に對しては嚴ならむとの趣旨より來れるに外ならず、此點も亦頗る宜を得たるものと謂ふべし

優遇の存する所、刑期に胚胎すとは謂へ、一面また犯人の心性如何に依て賞否を決定すべきなり、犯人を主觀的に觀察して善良なりとすれば、賞譽すべきは當然の理とす、心性作用に依らずして當否を決定すること能はざるは勿論なり、是を以て繼續して數刑を執行すべき場合に在ては受刑の異るに從ひ、新に勘査期を算出し賞譽を爲すべきものに非ず、何となれば犯人にして苟くも行狀善良なりとすれば刑異れりと雖も、尙行狀善良たるを失はざればなり、此故を以て改正規程は明かに數刑を有する者は通算して一刑と見做し以て刑の異同に從ひ主觀的觀察を枉く可らざるの意を示したり（第一條二項參照）

斯の如く一定の勘査期に依り賞否を決定すべきものと爲したる以上は勘査期經過したる曉は必らず十分に能く之を審究し、偏頗不公平の賞を行ふが如きことある可からざるは勿論、其調査を懶慢に付し去ることある可からず、賞否の遲速如何は囚人に直接の利害を及ぼすべきものなるを以て此點に於ては十分に能く注意する所なかる可からず、是を以て勘査規程は期間經過後十日以內に必らず行はしめ、若し此期限を過くるときは、該期間に於ては、當然賞するに足らざる行爲の者と見做し、十日以外に賞したることあるときは其の行賞の日より更に一勘査期經過するに非ずんば再び賞否の決定を爲すこと能はずと爲せり（第八條一項二項參照）則ち其の調査をして十全治周ならしめんことを期したるに外ならず

今茲に一の切論すべきものあり則ち他なし、懲罰を受け賞表を褫奪せられたる者あるとき、其の褫奪せられたる勘査期及び次の勘査期を經過するに非らずんば再び賞することを得ずとの規定を爲したること（第八條三項參照）是なり、我輩をして之を評せしむれば少なくとも普通賞譽に比し其の權衡を失したるものに非るなき歟、賞譽は行賞の日より一勘査期を經過すれば行狀の如何に依り再び賞せらるゝことを得るを本体とす、豈何ぞ賞表を褫奪せられたる者と否とに依て、賞譽期間を區別するの理あらむや、若し之を以て懲戒の一部と爲さば頗る酷に失したるものと謂はざるを得ず、固より賞表褫奪に遭ふ所の者は獄則違反者なり、之が爲めに賞表褫奪の外尙は普通獄則處分を受け、然るに又普通勘査期よりも長き期間を經るに非ずんば再び賞表を受くること能はずとせば、一獄則違反の爲めに所謂三個の苦辱を受くるものに非ずや、三個四個之を五個にする固より可なり、我輩は之を稱して非理と謂はずと雖も寧ろ酷過と唱ふるを憚からざるなり、若しまた之を以て、獄則違反者は十分に能く其の行狀の如何を視察すべきの必要あるを以て期間を延長したりとせば、該規定を設けずして當然第八條第二項に依り之を行ふことを得、必ずしも勘査期經過後直に行賞の決定を下すの必要なきに非ずや、勘査規程は當然賞譽すべき期間を規定せず、何時にても之を賞譽するを妨げず、殊に中には、一般囚情に關係を及ぼし紀律の嚴正を保持する上に於て賞表褫奪を行ふを要すと雖も、其獄則違反の情狀頗る憫諒するに足るへき者、或は期間中悔悟の念熾盛にして改悛の情顯著なる者なきにしも非ず、現に懲罰中と雖も改悛の狀顯著なるときは之を免するに非ずや、然るに豈何ぞ獨り行賞の點に至つてのみ之を延長するの理あらむや、斯の如く何れの點より見るも該規程は其の當を失したるものにして酷に非ずんば虐と謂はざるを得ず、兒の穿井に陷りたる者あるときは路人だに相視ば之を拯ひ之を救ふは吾人天性の職分たるに慈親たる者苟くも以て之に石を投じ砂を埋め、其の不注意を責むるに至つては誰れか亦之を順道と謂ふ者あらむ、賞表褫奪者に對するの規定殆んど之に類す、我輩は該規程の速かに省かれんことを冀ふ、當局者何を苦んでか、斯かる規定を設けたるやを疑ふ

第四章　優遇法

賞譽とは囚人の行狀善良にして改悛の行爲ある者に對する一の優遇法を指稱するの語なり、故に賞譽、優遇、素と同一の狀況を意味し決して兩者共に其の旨趣を異にするものに非ず、我輩は寧ろ監獄則の規定に於て賞譽と名つけたることの妥當を缺くやを疑ふ、何となれば囚人にして獄則を謹守するが如きは、普通當然の事にして敢て賞譽と名つくるに足らざればなり、故に須く優遇と稱して直に其の實質を言顯はす語の適當なるを思ふ

優遇は結局一の奬勵法に外ならず、囚人をして專ら之に依り自奮の念を養成し、不知不識習慣第二の天性を成し、終に自勉の良民と化せしむるの方法なり、此故に優遇の程度に於て等差を設け、漸次進むに從ひ愈々望蜀の念を發揮せしむる所あるを要す、是れ則ち行狀勘査期の依て起る一理由なり（前章參照）而して其の優遇法の完全に効果を收めんと欲すれば囚人をして之を知らしむるに在り、自己の行爲は一擧一動機微の間も尚當局者の察知する所たるべきを囚人に感徹せしむべきは勿論なりと雖も之か爲め進んでは如何なる優遇を享受することを得べきや鷄退せられては如何なる停止條件に遭ふべきか等を知らしむるに非ずんば恐くは自奮の念を惹起せしむること難かるべし、是を以て典獄敎誨師は入監の際若くは、時々敎誨席上に於て、明かに優遇の方法を指示し、以て囚人をして自奮の念を發揮せしめんことを、計らざる可からず、愛蘭土法の主唱者サー、ウオルター、クロフトン氏は曰く「優遇を以て骨子と爲せる階級法は囚人をして其處遇の狀況を明かに知らしむるを第一の要義と爲す」と寔に至言と謂ふべし、囚人は普ねく優遇法の趣旨を知るに非すんば、何に依てか、未來に一種の希望を屬し之か爲に自奮の念を起し銳意之に向はむとを冀はむや、縱し多少の非行に依て多少の懲罰を受くるとありとするも、一定の刑期を經過したる曉は、最早自由社會に立つ一介の自由民なり、豈何を苦んでか、齷齪自己の意思を抑制せんとを爲さむや、是れ一般、犯人の在監中に起るべき意想にして、又何人も爾く思ふへきは當然のことならむ、是に於てか一種の希望を將來に繫ぐへきものを指示し、以て之を得んことを努むるの念を養成せしむるを要す」其の優遇の方法に至つては、各國共に異同ありと雖も、工錢書信購求物の制限等を優遇の一手段となせるは殆んど其揆を一にするが如し、現今我邦の優遇法は此點に於て頗る間然する所あるを免かれず、施行細則の規程に依れば

第九十六條　賞表を有する者には左の優遇を爲すものとす

一、第五十八條に定めたる衣類雜具は成るべく良品を貸與す

二、書信は一箇月に二通二次之を爲すことを許す

三、入浴は尋常囚人に先きたゝしむるとあるべし

四、賞表二個以上有する者には仍ほ作業の勞動稍輕きものを課し且飯米の割合を十分の五に增加す

五、賞表三個以上を有する者には仍ほ將來生計の爲め作業の變換を請はしむることを得

六、賞表一箇を得たる者には監獄則第二十八條に定めたる外菜を一週に一回其二箇を得たる者には二回其三箇以上を得たる者には三回增給す但其價は一回一錢に過くることを得

と、今一々仔細に之を觀察すれば第一號の衣類雜具の良品を貸與するは好し、然れども這は有賞表者と無賞表者との優遇法を示したるまでにして、既に賞表を有すれば一個たると二個たるとに拘はらざるは聊か優遇の本旨を貫く能はざるの嫌なき能はず、尤も衣類雜具の如きは賞表の多寡に從ひ、漸次等差を設くるが如きは實際行ふ可からざるの事情にして亦優遇の方法としても適切なるものに非るは論を待たずと雖も、理論として優遇の本旨に歛くる所あるは一非難と稱すべきなり、第二号書信の發送を增許することと頗る可なり、然れども單に

有賞表者と無賞表者との優遇法を示すに止まるを以て第一号に於けると同樣の非難あるを免かれず、舊監獄則及各國の法制に依れば接見を以て優遇の一となせるもの、如し、我輩に其の當を失したるものなることを信ず、元來接見の如きは之を禁ずるも、外間人を拘束するに止まり對手たる囚人には多く何等の關係を來すべきものに非ず、囚人自ら接見を請はひとするの自由あらず（監獄則第三十五條參照）、自由なきものを優遇法の一となすは穩に其の當を失したることを斷言するに憚らざるなり、我輩は此理論を以て亦書信を受くることの制限を優遇法とするの甚だ謂れなきを信ず、幸に現行監獄則は總へて是等の非難を容れ書信の受否接見の優遇に關しては何等の規定を設けざるなり、第三號入浴の点も亦第一號と相似て好適の優遇法ならずして同一の非難あることと亦相同し、第四號作業の輕易と飯米の割合を增加したるとは最も能く優遇法の本旨に適合せるものと謂ふべきなり、第五號作業の變換を請はしむるの点亦大に可なり、第六號も亦最も妙なりとす、（改正勘查規程に依れば賞表は三個より以上與ふべからざるを以て可なりと雖も舊規程の如く賞表五個迄を有する者あるときは、賞表三個を有する者と四個五個を有する者と優遇の点に於て何等の徑庭なきは其の當を得たるものに非ず）唯我輩の頗る遺憾となすべきは工錢の給與方に於て毫も差異を設けざるに在り、元來囚人は在監中の身分なるを以て從て其の優遇も亦囚人たるの範圍を脫する能はず、之が爲め一小部内に限局緊縮せられ、普通常人社會に於ては僅小輕微なる事項も採て以て優遇の手段と爲さゝるを得ず、入浴衣類雜具の規定の如きは勢之が爲めに驅られて優遇の方法と爲したるに過ぎざるべし、我輩は全然是等の規定を不可なりと爲すに非ずと雖も而かも亦工錢給與の如き最も囚人に直接利害の觀念の存すべきものを省除したる如きは優遇奬勵の本旨を欵如したるものと謂はざる可からず、優遇法中最も能く奬勵の効を奏し得べきものは恐らくは工錢給與の点に過くるものなかるべし、若し之を除かば既に優遇法の精神を脫したるものと謂ふも尙可なり、賞譽優遇の事項猶ほ囚人のみならず懲治人にも尙適用するを可とす、彼に在ては寧ろ囚人に於けるよりも一層其の効の顯著なる者あらむ、我輩は各治獄者に在て便宜規定に背反せざる範圍内に於て相當の賞與法を設けられんことを望む（勘查規程第十條）別房留置人に對し其賞譽の規定を見ざるは監獄則上別房留置人なる者を見ず從て賞譽の必要なしと認めたるに依らむか

（稿者附言）　當局者に向て行狀勘查及賞譽規程のみを改定し優遇法を改めざるは單に其の形式を改めて、其の實質を存するものなり、從て實質に於て改定の効なし、行狀勘查と優遇とは唇齒補車の關係を有するものなるを以て、我輩は早晩優遇法の改正に遭ひ、所謂完全なる階級法の實施となるべきを信じて疑はず、故に現行優遇法に就ては亦玆に酷論研鑽するの要を見ず、唯我輩は改定の一日も速かならんことを祈るのみ

◉英語練習の必要

臥牛生

我同人別天生は前號に於て改正條約實施の準備と題し其中に於て聊か英語學習の必要を述べ置きたり、然るに今亦此題目を捉へ來つて玆に之を論ふ所以のもの、切に會員諸君の傾心注意を請はんと欲するものあればなり改正條約實施を前に控へつゝ、吏員養成の急務としては、先づ英語練習より先なるはなけひ、必ずしも敢て英文を默會解析するの能力を養成せよとは云はず、唯巧みに英語を繰り以て彼我の意思を通ぜしむるに足れば十

分なり、二年の日子敢て長しと謂に非ずと雖も、若し研修懈るなくんば會話位は爲し得べきなり、外國人の入監に際し左まで不便を感せざるに至らひ、我輩は今日に於て會員諸氏の此点に留意せられひことを望む、盜を捕へて繩を綯ひ外國人を拘禁して而して語學の練習を爲すが如きは、隨分馬鹿げ切つたる話ならずや

豊太閤は實に迂なり、自尊誇大の氣質は嘉みすべしと雖も世態に迂なる所あるは免かれず曾つて鷄林入道を蹂躙せひとするの前、一侍臣譯官を伴はんことを勸む、答へて曰く彼をして我に學はしむべし我易ぞ彼を學ぶの要あらむやと、氣豪壯大いに人意を强ふするに足るものありと雖も、鄕に入つては鄕に從はざる可からざるの儀型ありて、之を威壓する能はざるもの存するあり、今世豊此愚を謂ふ者あらむや、若し斯の如き思想を以て學習の必要なしと爲さば、所謂世界の大勢を辨へざる言にして、如何に自尊矜大の氣のみありと雖も、結局外國人は舌を吐て其の迂愚を嗤笑し、益々奸黠を增長するに至らひのみ、英語は世界普通の用語として、各國到る所、通せさる所なき迄に、其勢力熾盛なるものなれば、東洋の一國とても、此世界の大局に入りたる以上は之を度外視すること能はざるなり、彼に利ありて我に不利なるものあれば、我の不利を除かひことを努めさる可からず

頃ろ聞く所に依れば警視廳集鴨監獄を始め其の他二三の府縣に於ては獨力を以て頻りに語學の練習を爲せりと謂ふ、宜なるかな諸士の炯眼遠識早く既に其の機運を悟了せられたるや、唯我輩は廣く各府縣に於て普く行はれんことを切望す、司獄上班達諸氏庶幾くは此練習生の爲めに出來得る限りの補助贊翼を與へられんことを、若し爲し得へくんば教習科目中更に英語の一科目を設くること至極妙なり、英語教師雇聘の事必ずしも難事に非ず、與ふるに拾貳圓內外の報酬を以てすれば、普通會話位の學力ある者は來らひ、而して之に些小の事務を擔任せしむるか若くは懲治場幼年囚の教師を兼ねしむれば蓋し一舉兩得の策と謂ふべし何れにもせよ我輩は英語練習の普及せられんことを望む

討論會　條件附に刑の執行を猶豫するの可否

虛心亭主人

衆人の視線が一身に集つても、拍手の響が高くても、そんな事に一向平氣な折神君は、風采も、調子も、純然たる書生の標式（タイプ）で、開口第一の詞から、既に僕であつた、

折「僕は積極論だが、僕の意見を述べる前に、先づ內木君の說を駁するです、

內木君は、人には良心と道理心が在る、さうして、良心と道理心は、犯罪必罰と云ふ原則を認めるから、それで、執行を猶豫するのはいかん、一度罪を犯したものは必ず、必ず罰しなけりやいかんと云ふが、その所謂良心と云ふものは何（ど）んなものであるか、つまり一種の感情に過ぎないだらう、或る事物に遭遇して、誠實に、名利やなんかに拘束されないで、極めて虛心平氣に、それを善とか惡とか感じたら、うれがつまり其人の良心だらう、さ、若しさうならば人に由つて違ふ、甲の觀る所と乙の觀る所とは違つて來る、そんな、人に由つて違ふ樣な感情では、到底社會的科學の根據には出來ん——誤解されるといかんから注意するが——僕は、人に良心が無いと云ふ樣な極端じやない、確に良心の在る事を認める、然しその良心なるものは、つまる處感情の一種に過ぎないから、宗教や倫理の上に利用するのは構はん、國家制度の一たる刑法の根本にな

は成らん、別の語で言へば、宗教や倫理と、政治や法律とは區別しなけりアいかん、と思ふのだ、政教分離の必要を喃々するのは、少くも一世紀は時代が後れてる、

言ひ放つてコップを手にした、見れば、前辨士の呑さした水が殘つて居るので、掬はず机の脇へ覆して、すると眞先なる一人の聽衆の爪先にかゝつたらしいに氣附いて、輕く「失敬」と云つたかと思へば、忽ち論議を續ける、

折「それから內木君は、執行を猶豫するのは場合を限る、成るべく輕い事件に止めなけりアならん、そうしてそれも初犯の刑を當然猶豫するのはいかん、場合を視て、裁判官に取捨するの自由を與へなけりアならん、といふ事に就て、弊害が在る、先づ第一には同じ樣な罪を犯した者で、甲は刑を執行されて、乙は執行を猶豫されるのは不條理だ、また其次に、執行を猶豫する際に、裁判官が不都合を働く恐があると云ふが、此論旨は實に取るに足らん、

第一の點、甲が刑の執行を受けて、乙が執行の猶豫を受ける事が在ると云ふのは、チツとも不條理でもなけりア弊害でも無い、內木君は、罪があれば屹度と罰しなけりアならん、犯罪必罰と云ふ事を前提にしてゐるから、それで罰されない者、否、執行されない者があつては不都合だといふ事になるが、その、場合に由つて執行しないのが宜いか、惡いか〻問題なんだから、直にそれを以て、不條理とも弊害とも云ふ事は出來ん僕が此制度を不當と思はない理由は、後に讓つて、先づ、問題を以て問題を決せんとした內木君の論理法のイロハを誤つた事を一言する、

それから第二の點、執行を猶豫するに方つて裁判官が、不都合を働く恐が在るといふ事は、僕も大に同意する、必ず在り得る弊害だと思ふ、然し、それを以て內木君が、執行猶豫の制を採る可らずといふの理由にしかけたのは、僕と共に諸君も、必ずその大早計に驚いたろうと思ふ、それは此制度の欠點でない裁判官そのものに就ての欠點で、適用者が惡るければ、どんな良い法を造つても何にもならん事は、どの制度でも同じ事だ、卑近な例だか、機關手が衝突させる事があるといつて、內木君は汽車を禁ずべしと云ふか、爭亂の起る人に就ての欠點で、適用者が惡るければ、どんな良い法を造つても何にもならん事は、どの制度でも同じ事だ、卑近な例だか、機關手が衝突させる事があるといつて、內木君は汽車を禁ずべしと云ふか、爭亂の起る事があるから、國會議員の選擧を廢すべしと云ふか、決してそんな論理に迷はされてはいけん、裁判官が賄賂を取つたら罰すりあいゝ、私情にしばられて枉げて判斷したら枉斷の罪だ、それはさでなけりア懲戒する途もあれば譴責する途もある、若し又一歩を讓つて、上級の監督官署で、それらの取締が出來なけりア、大に其罪を鳴すべし、何處まで徃つても、此制度が惡いといふ斷定は出やしない、

大にせきこんで、水を呑ひなと思へば忽ち、

それから尚注意する、內木君は、エイ……と、何とか、他方の財產家や名望家の子弟が、兎角に執行猶豫の利益を受けて、貧乏人の子なんぞはドシ〳〵遣られるかも知れんと云つたが、僕は必ずしもそれが惡いとは思はない、勿論、賄賂や情願はいかんが、うんな風に、財產があつたり名望がある者の子弟が、一時の出來心で、物を盜つたり人を傷けたりした時には、執行を猶豫しても、住居も引取人も無い者を放すのと違つて、確な父兄にあづからせて、そうして、堅く再犯を豫防さへすりア、それは却つて此制度の利益なんで、一概に弊害だと言切る事は出來ない、……これから僕の意見を述へるです、

咽喉をうるほして、シゴキを堅く握つて居る左手の肩は、斜に高まつて、議論の順序を考へるにも天井を睨む、其言葉の少し切れたのを見て、反對論者かヒヤカシかは知らねど「論旨盡きたりや」と叫んだ者がある、辨士は

乾度其方を見て「默れ！」と云つた書生風の擧動には、驚いた者もあらうが、多數は思はず微笑した、自分にも可笑しかつたか、辨士も少し微笑して、さて、

さて、此制度の可否の問題は、內木君が注意した通り、刑罰權の基礎如何が根本だから、どうしてもそれを先に決めなけりァならんが、固より刑法と云ひ刑罰權と云ふも國家的制度の一だから、其基礎は、斷じて社會維持の公益に出ると云はなけりァならん、そこで、刑法も刑罰權も社會維持の必要に出で居るとして、人間あつての社會なり國家なりだから、どこまでも人間の本性を考へなけりァならん、さ、さうすると、感情の一種にしても何にしても、さツき僕が云つた通り、人には良心と云ふものが在る事を知らなければいかんさうして、良心は是非善惡を辨別して、惡事に惡報ある事を要求するといふ事は、十分、認めなけりァいかん、かう論じたら反對論者は、そんなら犯罪必罰、刑の執行猶豫は採る可らずでないかと云ふかも知らんが早まる勿れ早まる勿れだ、これだけでは、決してまだそんな斷定は下せない、刑罰制度は社會公益に基いてる、人にも良心はあるが、どちらが其根本であるかだ、公益が基礎であるか良心が基礎であるかだ、こゝが所謂、法律と道德とを別けて論じなけりァならん所で、反對論者は——反對論者どもみんなを指しては惡いか知らんが、少くも內木は……內木君は——專ら良心の關係を、正邪善惡、犯罪必罰の關係を基礎に取らんとしたが、それは道德又は宗教に云ふへき事である、社會制度の一たる刑罰は、その基礎はどうしても社會の維持、公益の關係でなけりァならん、此議論たるや、政教分離の必要を認める人なら、決して異論の無い筈である（ヒヤ！ノー）法律と道德とを分ける所以のものは、つまり其根本が、法律は公益に在つて道德は良心に在るからで、然らずんば何故に論者は、法律は道德の一種なりと斷言せざるとかだ、成程一世紀も以前にそんな論がある、何故に今日は一人として之に同意しないか、

所でこの、犯罪必罰と云ふ關係は決して度外には置かないが、而し刑罰の基礎が社會の公益に在るといふ事は、理論としては反對する人があるにしても、現今文明國の刑法は、實際にそんなさうなつて居る事も、大に注意すべしだ、諸君も熟知すべし、どこの刑法にも、公訴の時效刑の期滿免除がある、犯罪後一定の時を經りァ公訴權が消滅して、その後は法廷に持出す事がでけん、それから、有罪の判決が確定した後でも、一定の時を經りァ執行する事がでけん、若し、犯罪必罰といふ樣な事を認める、かの所謂良心の關係が根本ならこの公訴の時效、この期滿免除の樣な制度は、なんで採用する事がでけるか、一度罪を犯したら、百年たつても、千年たつても、根を堀り葦を分けても、つかまへ出してやつつけなけりァならん筈じやないか、これでも反對論者は異儀があるか（アル〳〵！）ありァ間違つてるばかりだ！

要するに僕は斯う云ふのだ、刑罰の基礎は公益にあるが、然し決して正義の關係を忘れてならん、だから、公益の維持に必要な範圍內で、正義の觀念を加味すべしと云ふのだ、いゝか、正義が根本で、正義の許す限り公益を加味すべしと云へば、それは政教の混同であるからいかん、また正義と公益が平等に、兩方一處に根本だと云ふのも同じ（オナ）理由でいかん、その理由ばかりでない、言ふ可く行ふ可らざる事だからいけん、どこまでも刑法の基礎は、刑法に限らん社會制度一般の根本はその公益であつて、公益に必要な範圍內で、正義の觀念を折衷すべしといふのだ、

先づこれであらかた先決問題が濟んだから、一步進んで、いよ〳〵此制度の採らざる可らざる所以を述べるが、それには、之を採用して、果してどんな公益があるか、これの無い國にどんな害が有つて、そうして

之を救ふ事が出來るかを云はなけりアならん、

一体、害とか利益とか云ふ事は、昔の學者は、昔の學者及び昔風の學者は、机の前に坐り込んで、目を閉ぢて、耳を塞いで、そうして深思熟考さへすりア、理想上なんでもかんでも分る樣に思ふが、實に大間違で、間違も實に危險な誤で、十分それを知らうと思や、目を開いて方々見て歩行いて、監獄やなんかを見て歩行いて、それから、耳も塞がないで、諸外國の例も澤山聞いて、數に現はす事の出來るものは、一ッも殘らず統計に取つて、十分な實驗が深思熟考の根本とならなけりア、さうでない深思熟考は何にもならん、（ヒヤ〳〵、其点ヒヤ）

所で、事實上、執行猶豫のなかつた時代に、どんな弊害、どんな不便が在つたか、再犯……累犯者がドシ〳〵增ゑると云ふ最も大きな、最も恐るべき弊害がある、そんなら、此制度を採つてから、外國で、實際どんな利益があつたか、長地君が統計を引いて述べた通り非常に、意外に成績が好くつて、よつぽど累犯者が減つてるじやないか、害があるか利益があるかは事實の論で、事實は飯納して觀なけり　分らんが、多數の外國の事實を飯納して觀りや、執行猶豫の制は、明に利あつて害なしだからどうしても採用しなけりアならん、（ノー〳〵）

さうだ、もう少し補はなけりアならん、僕も長地と同しに、多數の外國に、大きな利益のあつた實例を、積極論の重い理由にしてるから、ヒヨットすると内木君は復云ふかもしれん、どんなに利益があるにしても、それから、刑の根本が公益であるにしても、一方に於て先刻云ふた樣に、正義の觀念を折衷しなけりアならんなら、現に罪がありながら全く刑を執行せないのはいかん、不條理だと云ふかも知れんが、好く僕の論理を味へばそんな非難は出ない、僕は刑の根本は公益だから、そうして其公益維持に必要な分量だけ、それだけ正義の觀念を折衷すべしと云のだから、今云ふ樣に、この制度が無けりア弊がある、之を採用すりア利益があると云ふ場合には、正義の觀念に出た犯罪必罰と云ふ原則は、之を觀るに暇は無いと云ふ事になる、利益と云つてもどんな利益があるか、累犯減少と云ふ一大公益だらう、そんなら、刑は刑なきを期するの本旨に照して、どうでも採用しなけりアいかん、即ち之を採らない刑法は到底いけない刑法だと斷言する、これでわしまい

極めて輕く、そうして極めて速に頭を下げて、忽ち自席に歸戻る、其全体の擧働は、決して何人の目にも、かの輕忽と名くべき樣子には見へなかつた、特に余にありては、止だ可憐な學生であると云ふ愛情ばかりでなく議論の筋の立つた工合から推せば、將來必ず大に望ある成年との尊敬の念が、今日も尚腦裡に印されて居る、但し（其辨論中に、聽衆の餘に靜であつた事は——渠の腕前以上に靜であつた事は、それは寧ろ會場整理の行届いた結果であるまいかと思はれる、其譯は渠の辨論に先ちて、最も騷ぐらしき一二名が、會場の擬警官に戒められて以來、他は自然に自ら愼んだ樣子があつたから、

第四席は、會長の照會に依れば、志塚と名くる本校の第三年生のよし、寔に名詮自稱、悠々として壇に登り其縞スコッチのポッケットより出た手巾が、鼻の下を二回ほど往復した後に、初めて諸君との呼聲を聞く事が出來た、

志「諸君！我輩は消極論換言すれば、本制度採用す可らずの論に左袒する者でありましてからに、其論據は、只今折神君に非難されました所の、刑罰權の基礎と、正義の許す範圍内の公益と正義に在るの論を是認する

のであります、之を述べんとするには勢ひ、折衷主義の何たるを一言せざるを得ません、で、國家刑罰權の基礎を論ずるに就きましては、絶体主義と關係主義と折衷主義との三主義ある事は、固より諸君も御承知の事で御座りまず、而うして絶体主義は正義の觀念のみを根本として、また關係主義は利害の關係のみを根本として論じて居りますが、何れも極端に失して採るに足らない事は、爰に我輩が諜々の辯を弄して論ずるまでもありません……第一席の長地君の說は、或は純然たる關係主義かとも思はれます、また第二席の内木君の說は、重に絶体主義に傾いて居るかとも思はれますで、若し果してさうでありますれば、本問題に對する斷定が、たとへ我輩と同一であるに致しましても、此両極端論に賛成いたしかねます而うして、明瞭なる折衷主義の論旨を解剖すべき位置となつたのであります、

折衷主義即ち換言すれば、正義公益の二點を根本として、不正不利、背德加害のものが罪である、刑は正にして利あるべしとの論にも、また三樣の小別がありますで、正義即ち公益なり、公益即ち正義なりといふのが其一つ、公益の許す範圍内で正義の觀念を加味すべしの論、即ち前席の折神君の是認された論がその二ッ正義の許す範圍内に於て公益を折衷すべしの論、即ち我輩の維持しやうと思ふのがその三ッ、都合三種の小別がある譯であります、

雜　錄

◉重罪囚は悪く集治監に拘禁すべし

（此際に於ける良策）

今日の如く、集治監には徒流刑を拘禁し、同し重罪囚の内なる懲役禁獄の囚人は、府縣獄に拘禁するは其の理由の就れにあるを知る能はず、若しも監獄費の國庫支辨を遂行すること能はずとせば、重罪囚丈は集治監に移し、費用を國庫の負担とするに如かず、重輕罪の別にして拘禁場所を異にするときは、幾分か（今日の處にて）理由の存するを認む、幸ひ先般減刑令發布の結果として、集治監は大に囚員を減し、從來の役業をも維持すること能はざる有樣にして、又地方監獄に在る重罪囚と雖も、三千有餘人の少數なるべければ、之を集治監に移すと雖も、國庫の費用は增加せずして地方の負担は減少し、寔に一擧兩全の策なるべし、聞く所に依れば其筋に在ては不日其の設計に出てたる案を具し議會に提出すべしと云ふ

◉北海道の典獄分監長會議

（拓殖務省に於て開かる）

拓殖務省治下の集治監典獄分監長幷に北海道典獄の諮問會は、本月一日より開設せられたり、北海道治獄上に關する有益なる問題は多々あるべきよしなれば、問題等も其筋に請ひ、參考の爲め、本誌に揭載することあるべし、

◉減刑となりたる囚人給與錢に就て

（當然減刑に依り算出す）

重罪より輕罪に減刑せられたる囚人の給與工錢算定方に就ては、毫も疑ひの存ずるものなしと雖も、往々解釋を誤り、仮令刑は減せられて輕罪となるも、工錢は重罪囚とし十分二を給するものゝ如き抔の說を唱ふるものあるやに聞しが、右は減刑せられて輕罪となりたるものは、當然十分四を給與するものなりと、其筋に就て聞けり、

◉北海道より送還囚の衣類返送に就て

（賣却の上此金を送るを便とす）

集治監より地方監獄へ押送する囚徒着用衣服は、經費の性質異なるが故、保管轉換の手續を爲すこと能はざ

れば、此度北海道より送還したるもの丶如く多數の衣類と雖も悉く北海道へ返送せざるを得ず、然るに如此場合に在ては返送費多額を要し、却て不經濟を來たすの虞あれば、先方（北海道集治監）へ打合の上、之を賣却して此金を以て送付するも差支なきことに定められたるよし

◉同押送費に就て

（府縣配付の集治監費より支辨すべし）

北海道より送還したる囚徒の押送費は集着地即ち仙台門司、神戸、横濱等までは北海道の支辨に係り、集着地より各監獄署までの押送費は集治監費より支拂のことに定められたるが故、其の集治監費と云ふに就き、或は集治監に要求して支拂を請ふかの疑あるよしなるが、右は豫て府縣配付の集治監費即ち在府縣囚法費より支辨すべきものなりと聞く、

◉朝鮮國に於ける減刑囚

（恩澤外邦に及ぶ）

本年勅令第七號減刑令に依り、在朝鮮國本邦領事裁判所に於て處刑せられたる囚人も、等しく減刑の恩典に浴し釜山に於て十一名、仁川に四名、京城に三名の囚徒は皆減刑せられしと、

◉監獄建築費國庫補助法案の消息

（本期議會に提出如何六ヶしからむ）

同法案に就ては、一時は現に內閣の議に登りしやにも噂せしが、主務省にては熱心に當議會に提出の方法を講せられしも財源等のことより大藏省に於て不同意を唱へ、多分同法案の成立は六ヶしかるべしと云ふ

◉集治監に在る囚徒の餘刑執行に就て

（餘刑は地方獄にて執行するを可とす）

前號にも記載したる處なるか減刑勅令第五條に曰く、「本令に依り減刑せられたる者は其の刑名に拘らず尙現在の監獄に拘禁す」とあるを以て、集治監に在る徒流刑囚にして懲役禁錮等の餘罪あるものをも集治監に拘禁するか如く見ゆるも、抑本條の依て起りたる原因と云ふを聞くに、若し減刑の爲め徒流刑囚の懲役禁獄となりたる者を從來の拘禁區分に依り、地方獄へ移送するときは、各集治監は殆んど空虛となるを以て、特に集治監に拘禁の囚人にて減刑の爲め懲役禁獄になりたる者は依然集治監に拘禁することに定められたりと、

然るに條文の明瞭を欠く爲め、拓殖務省所管の北海道に在りては、餘罪囚を地方獄へ送らず、現に其の集治監に於て執行し、內務省に在りては發案の主趣に依り內地三集治監の餘罪囚は悉く地方獄へ送還せしめられたりと、法令の解釋二途に出るときは、刑罰執行の目的に適せさるのみならず、若し拓殖務省の如く解釋するときは、餘罪囚の拘禁費は國庫の負擔となり地方獄に送りたる者は地方稅の負擔となりて權衡を失ふの嫌なきに然らず、加之、如此解釋を採るときは死刑の宣告を受け減刑せられて徒刑になりたるものも、尙は地方監獄に置くか如き結果を生すへし、予輩は速かに其の取扱の一定ならんことを望む、

◉行狀勘查及賞譽規程の義解

（注意の爲め）

一別に異動を生したる者の通算方は、執行中の一刑既に其の央に至り、他刑の宣告を受けたるときと雖も前刑の全期と後刑とを併せ、爰に勘查期を出す

一第三條に依り、勘查期を短縮したるときは、左の如く優遇期即ち第四期（三年未滿囚は三期）延長し終期は如何なる場合と雖も、伸縮せす

六年囚	第一期	第二期	第三期	第四期	終期
原期	六ヶ月	一年	一年	一年	六ヶ月
短縮期	九ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	二年	一年六ヶ月

一賞譽は、如何なる場合と雖も、三回以上に渉るを得す、

一奇零の日數は、全期を四期に分つときも、又四分の二を三分するときと雖も、凡て第一期に算入す、

一懲治人に賞譽したるときは、監獄則及監獄則施行細則に抵觸せさる限り、適宜復遇法を設くるを要す、

行狀勘查及賞譽規程に就ては往々疑義あるを免かれさるへし、予輩は疑義の生するに從ひ、其筋に尋ね号を追ひ揭載することあるへし、

◉三十年度北海道集治監滿期囚徒の押送

（東京集治監へ收監）

北海道集治監に於て滿期となるへき囚徒は內地へ送還して後放免するの例なるか故、來三十年度中の滿期者四百二十名は來る四月中、東京集治監へ送還せらるへしと謂ふ

◉減刑放免者取締の訓令

（向後三ヶ年間の報告）

減刑放免者取締に就て、内務大臣は曩に京都に於て地方官に對し懲々懇諭せられしか、其の結果として、此頃訓令せられたる報告表式は左の如しと聞く、尤も該報告に記載すべきものは、減刑令發布當日放免せられし者のみに限る義にして、又報告期限を向後三ヶ年間毎年六月十二月の兩度と定められたるも、此際は特に出獄後一ヶ月間の實況を報告せしむるよし、

減刑放免者出獄後職業並に行狀表

職業	有罰改悛の狀ある者	改悛の狀著しき者	負債ヲ償ヒ又ハ負債ナキ者	死亡者	出獄後犯罪なきもの	合計
農						
男						
女						
大工	同	同	同	同	同	同
土方	同	同	同	同	同	同
何々	同	同	同	同	同	同
何々	同	同	同	同	同	同
生業ニ就カサル者	同	同	同	同	同	同
計	同	同	同	同	同	同

減刑放免者出獄後犯罪表

氏名	罪質	犯數	放免より犯罪迄の期間	在監中の行狀	放免後の業務	出監の際下付したる職業證書名	馬刑放免ノ罪質及刑期	出獄後の狀態及犯罪の原由

一、右二表は毎年六月十二月末に調査し報告するものとす

一、出獄後顯著なる善行ある者は住所氏名出獄前の罪質、犯數、刑名、刑期、出獄後の職業、生計の方法、善行の狀況を具し其都度報告するものとす

◉官吏の懲戒免除

（大喪に就ての恩典）

監獄社會に在ては官吏殊に看守抔の懲戒處分に依り免職となりし者多々あるべけれど、此度懲戒免除の勅令發布せられたるを以て、從て復職することをも得べし唯採用官廳に於ては宜しく其の人物の精撰を計ること肝要なり

◉虚心亭主人の洋行

（將來益々光彩陸離たらむ）

曾て本誌上に掲載したる「刑法の話」「討論會」は意外にも讀者諸君の喝采を博し來りしが該寄稿者今般歐洲留學の途に上ることになりしも、相變はらず討論會の續稿を爲し其の他、彼地監獄狀況を通信せらるゝことになりたれば、將來本誌は益々光彩陸離、諸君の前に現はれむ、請ふ刮目せよ

質疑應答

◉應答

◉第九十九號獄苦生君に答ふ

在弘前　蕗　岳　生

戒護者は懈怠に依り囚徒を逃走せしめ、其逃走の爲め他に如何なる害被を受くる者あるも、法律上看守が之が賠償の責なきものと確信す

理　由

予は本行の知く答へなば、反對論者或は曰はん戒護者懈怠に依り囚徒を逃走せしめたるときは、必ず刑法の制裁を受くべし、而して刑法の制裁を受くるときは、又之れに伴ふて生する處の總ての損害は、刑法附則第五十九條に依りこれを負はさるへからすと、然れとも之れは懈怠が直接に爲したる加害にあらさるを以て、民法上の參加被告人たる如きものにあらさるを信するなり

◉仝　長崎　瓊浦萍人

戒護の懈怠により囚人の逃走したるとき、曾て囚人に害せられたる被害者より看守者に對し、損害賠償の權なきものと斷定す、如何となれば抑も損害賠償は加害者に對し、被害者が爲すへき所の請求にして、看守者は加害者にあらされはなり、此の際に於て看守者は刑法上の制裁、又は行政懲罰を受くるの一途あるのみ、又實際如斯場合は皆無と云を得へし何となれは譬ひ囚人逃走したりとて之れより生する所の損害は、此の被害者に於て毫もなきなり、損なきに誰か賠償の請求をなすものあらんや、萬々一ありとせは其人は發狂者と云はん而已

◉第百號獄苦生君の質疑に答ふ

在奈良　洋々散士

監獄則第四十七條に賞表を有するものの處罰を受けたるときは、其情狀に因り賞表一箇又は數箇を褫奪することある可しとあり、此の法文は必ず一箇若くは數箇の賞表を褫奪せざる可からざるやと云ふにあり、散士は或は情狀に依り褫奪し、又は褫奪せざるやは一に當局者の適宜なり、何となれば法文には賞表一箇又は數個を褫奪す可しと規定せずして、明に褫奪することある可しと規定せり、詳言するときは時として褫奪することもある可しと云ふの意味に外ならすと思考す

◉仝　望蜀生

有賞表者の犯則は其情狀により、賞表一個を褫奪することもあり褫奪せさることもあり、或は二個以上を褫奪することもあるへし、監獄則第四十七條はさほど解釋に苦む程の條項にあらさるへしと思ふ

◉仝　在弘前　露　岳　生

有賞表者を處罰するときは、必す其賞表の幾個を礦奪するを至當なりと信す

理由

監獄則第四十七條其情狀に因り、賞表一ヶ若くは數個を礦奪すことあるを以て、或は情狀酌量して礦奪せざるも可ならんと、解釋せらるゝ方もあるべし、然とも予は本條を解するに、情狀の語は其礦奪の範圍を與へたる主文に過すして、礦奪するや否やに迄の廣延せる語句にあらすと思考す、且又實際上に於ても必一個若くは幾個を礦奪するは大に効果あるを信するなり

◉仝　夢　枕　居　士

有賞者處罰を受けたるときは、必す賞表を礦奪すと云ふの意に非らすして、所謂其情狀の輕重に依り、或は礦奪せさる事あり、抑も一個の賞表中には千思萬苦の功績を含み、改過歸善の芳芽を蓄へたるものにして、一朝瑣々たる犯則の爲めに、之れを左有すへきものに非らす素より改心の障礙と爲すに足らさる、瑣末の犯則を以て既に發育したる改心の芳芽を礦絶するか如きは、法の精神に非らす故に情狀に依ては、必す賞表を礦奪する限にあらすと信す

◉仝　熊本　一　塞　生

本問は監獄則第四十七條の法文解釋如何にあるものとす、則ち法文に依れば賞表を有する者處罰を受たるときは、其情狀に依り賞表一個若くは數個を礦奪するとあるへしとあり、之を正當に解釋せは、處罰の情狀に依り一個を礦奪することもあらん、又數個を礦奪することもあらん、又一個も礦奪せさることもあるならん、如何となれば情狀の二字は一個にも又數個にも掛り居るならすや、由之見之處罰者は必す賞表一個を礦奪するものとは解するを得す、否な解するは正當の解釋にあらすと信す

◉第百一號常水生君に答ふ

在奈良　洋　々　散　士

放免在監及び新入在監中の其役場及び拘置監に在て、入浴せ1日を過ふて入浴日に當るときは、矢張り入浴せしむ可きものなるや云々、散士は此の文意にては質疑の要點を知ること能はす、依て爰に質疑者の胸中を揣摩臆測せんに、或監獄に於ては新に刑事被告人として拘置監に入監したるときは、數日間新入監房と特定したるものに在監せしめ、又地方監獄の滿期放免のものあるときは、其の滿期數日前より放免監房と特定したる監房に在監せしむるが如き方法を設けたる監獄あり、是等の監獄にして新入監房若くは放免監房にあるものに對し、入浴日に相當せしときは尚入浴せしむるものなるや否やと云ふにあるが如し、而して當水生は各署の取扱振り如何を明示せよとあれども、此の如き方法を日本全國の監獄に於て實行しあるものにあらさるを以て、實際の取扱を答ふる能はすと雖とも、只散士一個の意見として是が解答を試みん、尚第百二號以下君が質疑に係るものは凡て各縣の取扱振り如何とあれども、散士は凡て散士一個の意見として解答を附す、質疑者此の意を了せよ抑も本問に云ふ處の新入監者、若くは放免者の監房を別異する所以は、或は監獄外の流行病を監獄に傳播することを防ぐ爲めに、新入者の監房を別異し、或は他の囚人より放免囚に傳言囑托を爲すを防ぐ爲めに、放免者の監房を別異することあり、果して然りとせは入浴のみ他の囚人若くは刑事被告人と混合入浴せしめなば、遂に此の目的は達すると能はさるに至る、故に監房別異の期間は入浴せしめさるを可とす、然れとも他の囚人と混合せすして放免囚のみを入浴せしむることを得ば、之を入浴せしむるも敢て差支なしと雖とも、彼の流行病地より新に入監したる刑事被告人の如きは、浴湯と雖とも大に注意せされば、疫病を傳播するの恐れあり、依て散士は通常監房別異の期間は入浴せしめさるを可と思考す

◉仝　夢　枕　居　士

放免在監とは放免前日に該る四人なるや、三日間在監中とは入監后三日間と云ふの意か、或は拘留如くは換刑者等の如き僅に三日間在監せしものゝ云ひなるや、假に放免前日の者とせよ日を遂ふて入浴日に當るとき入浴せしむるは論を俟たさるが如し、又三日間拘留せしものとせよ、他囚の入浴定日に際會せは、同しく入浴せしめ三日間在監中に他囚の入浴定日に際會せさるときは、其ものに對し特に浴湯を供給するを要せす、其儘放遁するも毫も差支なかるへし

◉仝　在小松　白　峯　樵　夫

本問は新入房放免房に三日間入監中入浴せしむるや否やとあり、樵夫は衛生上入浴せしむる方至當なりと思慮す

◉仝　在仙臺　獄　苦　生

本問の如き放免囚及新入囚は、其役場及び拘置監に在て入浴せし日を遂ふて、入浴せしむるは穩當なりと思考す

◉仝　在弘前　露　岳　生

入浴日に當るときは必す入浴せしむるを至當なりと信す、又本縣監獄の如きは入浴せしめ居らるゝものと記臆せり、而して入浴の場合は他囚と混同せしめさるは勿論なり、本問は敢て理由を述ふるの必要を認めさるも、反駁の明論あれば更に詳陳する考なり

◉第百二號常水生君に答ふ

在奈良　洋　々　散　士

處罰執行中一般囚人と同樣入浴せしむるや、又は處罰執行濟の後特に入浴せしむるや、散士は處罰中入浴日に相當することあるも決して入浴せしめさるを可と爲す、而して處罰執行後と雖とも特に入浴せしむるの必要なし、何となれば處罰中入浴せしむるが如きは、到底處罰の目的を達することを能はさるに至る、例へは三日間の閤室處罰者ありとせんや、二日目に入浴相當日なりとて入浴を許さば、一時處罰を停止するが如き嫌ひあるのみならす、到底行罰の目的を達する能はざればなり

◉仝　夢　枕　居　士

屏禁獨慎は直接心神を責罰し、閤室又は減食の如く日頭形体を罰し、而して間接心神に及ぼすと其性質を異にす、故に定時入浴せしめ（入浴せしむるとき他囚を避けしむるは無論）形体を無垢ならしむると同時、新思想を喚起せしむる方適法と思料す、又閤室減食處罰中のもの入浴定日を空過せしめて執行濟特に浴湯を供給すべき理由なし、一回の入浴を欠きたるは自己に招きたるものなればなり

◉仝　在弘前　露　岳　生

屏禁及獨慎中の如きは入浴せしむるを至當と推考す

理由

屏禁及獨慎は囚人處罰中最輕罰なり、而して又其執行期日は最も長きものなれば、之が執行中入浴を止むるに於ては、大に衛生の目的に背きし其一部に於ては、閤室減食より反て苦痛を與ふるならんと信す

◉仝　獄　苦　生

屏禁及獨慎の處罰者と通常囚同樣各囚の入浴日相當の時沐浴せしむる者と思考す、又減食及び暗室の處罰者に對しては、特に入浴せしめさる

も一回除きて入浴せしむるの差支なきを信ずる者なり

◉仝　小松白峯樵夫

本問は處罰中の者に入浴せしむるや否やと云ふにあり、樵夫は斷して入浴せしむへき者にあらす、如何と云ふに處罰其者の目的上、凡て優遇と見做すへき者は停止すへきとは謀々せす共明かなり、又減食圍至の者處罰申入浴日に相當せは、一回除くへきとは是又明瞭なり、論者或は云はん、扉禁處罰は二ヶ月の長期ならんと、然れとも醫師の言に依れは差したる身体に害なしと、由之觀之徹頭徹尾是入浴せしむへからさる者と斷定す

◉第百三號常水生君に答ふ　在奈良　洋々散士

質疑の要點は刑事被告人に作業を許したるときは、五合食を給するや又は四合食を給するや、若し五合食を給するときは、法律上甚た弊害ありと云ふにあるが如し、今監獄則第二十八條を見るに、作業に服する囚人若くは懲治人には、一人一日五合乃至六合の飯糧を給す可き規定ありて而して其の末項に刑事被告人も亦前項に準すとあり、故に假令糸繋ぎの如き作業と雖とも、之を許したる以上は五合食を給するを至當とす、質疑者は參考として法律上弊害ありと論ずれとも、法律上何等の弊害なし否却て法律の規定に從ふものと云ふ可し、散士は其の作業が些々たるものにして、一合の食糧を儉ふに足らさる作業なるときは之を許さす、然るときは實際上に於ても何等の弊害なしと思考す

◉仝　夢枕居士

本問は監獄則第貳拾八條二項に明文あれば、縱令糸繋きの如き安逸の業に服するも、法に依り五合を與へさるを得さるものと信す、將又五合食を給するときは必す安坐を許すと云ふの規程あるを知らす、蓋し安坐の如きは業種の難易に因り許否するものにして、糸繋の如きは安坐を許さるものと思料せり

◉仝　在仙臺獄苦生

本問の場合は五合食を給與する方正當なりと斷定す、如何となれば監獄則第二十八條に其規定あればなり、然るに是れに四合食を給するときは同條を無視する者と云はさる可らす、而して又問者は參考に於て五合食を給し安座を許すは法律上甚だ弊害ありと、果して如何なる點が法律上の弊害なるや、余不才にして未だ之れを知る能はす、問者幸に識るあらば御懇教を垂れ玉ひ

◉仝　在弘前露岳生

刑事被告人と雖とも就役せしむるときは、五合食を與ふるは至當なりと信す

但本縣監獄には男の就役出願せるもの未だあらさるも、女には作業を許し居るものあり、而して安坐せされば作業を爲す能はさる樣の業を與へす必す正坐せしむるものなり

理由

囚人及懲治人の食料は、監獄則第二十八條を以て規定せられ、刑事被告人も之れに準すとあるを以て、五合食を與ふるは敢て違法にあらさるを認む、且つ實際上に於ても坐食するものと、役業を爲すものと同一の食を與ふるは、甚だ失當なるへしと推考す

◉第百四號常水生君に答ふ　在奈良　洋々散士

本問實疑は、附加刑たる罰金の徵收を怠り、九ヶ年以上を經過したるときは、當然期滿免除を得て、義務を免るゝや、否やと、云ふにあり、蓋し

士は此の場合には、決して期滿免除を得るものにあらすと思考す、何となれば、刑法第六十條に依れば、附加の罰金は主刑と共に期滿免除を得るとあり、本問の場合は主刑は滿期免除を得たるに非すして、當然刑の執行を爲し、つゝあるものなり、抑も滿期免除なるものは、刑の執行を免れたる場合に起る問題にして、本問の如き場合には此の如き、問題を生せざるなり、又刑法第四十二條を見るも、附加の罰金は一月内に納完せざるときは、輕禁錮に換へ、主刑滿限の後之を執行すとあり、由是觀之主刑滿限の時輕禁錮に換へ、換刑處分を命令し得ること一點の疑なしと思考す

◉仝　夢枕居士

主刑の期滿免除を得たる者に、付加刑の監視を付するとは之れを刑法各條に見るも、既に主刑の執行を受け、又は主刑執行中の者に對し（徵罰を最終に執行するものとせば今尚執行中ならん）如何に、多數の年月を經過するも雖とも、之れに附加したる罰金を免除すと云ふか如きは、未だ曾て耳にせざる所なり、從ては主に隨伴し離る可らさるの定義あり、故に予は乙說を正當なりと信す

◉仝　在弘前露岳生

附加罰金の換刑執行方は、乙說の如く滿期免除を與ふへきものにあらすと信す

理由

本問題は、法律上種々の議論あるへしと雖とも、數刑執行は先つ其重きより執行すへきものなり、尤も刑法第九十五條二項には、罰金及科料は順序に拘はらす徵收すとあるも、之れは其金員を徵收すへき規定にして、變則たる肉体刑に及ほす場合を云ふにあらす、故に之か換刑を執行するときは重き刑執行後とするを至當と推考す

◉仝　空知監獄生

本問題は單に罰金の刑所謂財產刑に對して、實際起るへきものにあらず附加罰金若しくは、禁錮罰金を併科せられたる場合に起る、罰金の換刑手續を過りたるものに起る可き問題なるに過きす、若しも當該官なすへき、手續を誤りたるの故を以て、刑の執行を免るゝ事ありとせば、如何に、法律は有罪のものをして不問に措置くものなるの理ならすや、殊に罰金は其言渡の確定すると仝時に犯人は負債者の地位に立ち、國家は其財產に對して債主の權を得るものにして、其債權は獨り、犯人に對して有效なるにあらす、其財產を獲得する相續人に對しても亦有效のものたる、法理の然らしむる處ならずや、蓋し、我か刑法附則第二拾條に刑は一身に止まるの原則より見て以て、犯人身死するものには、之れを追徵せざる事と規定せられたるも、本問題主犯の生存者に對しては、勿論て其執行を繼續せしめさるへからさるものなり、彼の甲說の、唱ふる刑法第五拾九條の時效を得ると云ふもの素は單に、罰金の刑に處せられたるもの、或は然らん（第六拾條關係を說くもの或はあらんも）然れとも本問題の如き、附加罰金の如き、主刑に伴ふて、其執行を受くへき、性質のもの、よし左なくして体刑と財產刑の併科せられたるものと雖とも、主刑は一体なり已に禁錮と罰金と、兩樣相合して刑体となりたるものなる以上は、現に執行を受けつゝある、主刑の終らさる限り、何時にても其換刑の手續をなすを得可きものなり、何ごとなれば、罰金は可成納完せしむるの律意なるも、身貧なるものにして、實際納完する能はさるものを處するの手續を單に、刑法第二拾七條に示したるものにして、已に換刑せられたるものにさへ、然かも親屬其他の者代て罰金を納むるの、方

法なさえ全條の末項に定められたるの精神より見るも、即時に換刑すへきの必要なきものなも刑法の二拾七條の、一ヶ月内てう期限に抗泥して論すへきものにあらざるを知るに足るへし、依て予は、其主刑の執行を受けつゝある犯人の時効を得さる勿論、問題の如き場合ありては、其刑の執行期間何時にても規定の手續をなすを得るてう、乙説に贊成を表するものなり

◉仝　在仙臺　獄　苦　生

本問の如き場合は余は乙説の至當なるを信する者なり刑法第五十九條の期滿免除は主刑罰金を指したる者にして附加罰金を指したる者に非らす刑法第六拾條を見るに第二項に附加罰金は主刑と共に期滿免除を得とあり而して又同第六十一條に再び逃走したるときは其逃走の日より起算すと云々とあり是是觀之本問の如きは未だ期滿免除の期限を經過したるものにあらす附加罰金は主刑罰金とは期限上大に差異を生するものたるとは同法第六十條に因りて明かなり

主刑罰金に關しては我刑法上期滿免除期限の經過を中斷するの方法なし故に確定裁判の日即ち徵收するとを得可きの日より七年を經過すれば必す免除に歸するものならんも附加罰金に至りては然らす必す主刑たる禁錮と運命を共にするに因り屢々中斷せられて其期限大に長きに渉るとあり故に余は本問の如きは乙説の至當なるを信して左袒したる所以なり

◉仝　石川小松　見　監　山　人

本問題に二説あり何れか正當なるやと余は斷して乙説に贊成す何んとなれば刑法第四十二條に主刑滿限の後之を執行すとあり抑も期滿免除とは或る罪を犯して刑の宣告を受けたるもの逃走若しくは他の事故により刑の執行を遁れたる者ならては得ると能はす然り而して本問の如き一旦は逃走したるも問もなく逮捕され而して繼續して主刑の執行を受け近々滿期になる者なれは勿論換刑處分の命令は其中にぜらるへき者たるは當然の義なり

◉仝　熊本　一　塞　生

本問に就ては甲乙二説を示されたり因て案するに其理由は異にするも余は徹頭徹尾甲説を贊成する論者の一人なり蓋し其理由は本來禁錮金に處せられしもの或年數を經過せず期滿免除を得るとは刑法の明記する處なり而して本問に依れは主刑の執行を爲しつゝ七年の長きに渉るも未た換刑等の處分なしと云ふ事實なれは即ち罰金は所謂刑の執行を遁れたるものと云ふ何ぞ不可あらん況んや刑法第六十條は刑の執行云々とありて主刑とも赤附加刑ともなきに於てをや凡そ罰金には附加と否さを問はす限内納完せざれば禁錮に換へさるを得す其禁錮に換ふるは何時之を爲すも敢て差支なしと雖も必す時効の來らさる以前ならさる可らす論者或は云はん本問は主刑執行中なれは假令換刑處分あるも之が執行するを得ず執行するを得ざれば時効は經過せすと此の論誤謬も又甚たし凡時効は一方の怠惰より基因するものにて現に執行出來さるとするも之れか手續丈は爲し置かさるを得す其手續を怠りたるは即ち時効を得る所以なり以上の理由に依り甲に余説を贊成す

◉第百五號神州生君に答ふ

在奈良　洋々散　士

乳兒携帶の囚人乳を失ひたるときは典獄は其の携帶せる乳兒を父親に引渡すや又は母側に養育せしむるや若し母側に養育せしむるとせば乳兒の食物支出方如何と云ふにあり抑も監獄則第七條の在監の婦女其の子を乳養せんと請ふときは其齢滿三才に至る迄之を許すと規定したるは一の恩惠的規定に外ならす故に其の乳無きときは之を乳養せんとするも能はさるものなるを以て典獄は其の母の乳母の親族若くは夫に引渡すの手續を爲すを可とす然れとも實際に引取り者無きときは乳母の領置金若くは給與工錢を以て牛乳等の買入れを許し又是等の金子無きときは監獄慈惠費を以て乳兒の食物支出方を取計ふ可きものと思考す

附記監獄慈惠費とは監獄則第二十四條列記の逃走者の貨物死亡者若くば刑死者の受く可きものなき貨物の如き或は慈惠費として據算を以て組成し居ることあり是等は皆監獄慈惠費なり

◉仝　夢　枕　居　士

邦も監獄則第七條は固と嬰兒乳養の方法不得止事情に出て許可する精神なれば本囚が（母を云ふ）乳を失ひ乳養し得さる場合に際會し之れを引取るへき親あらは一旦乳養を許可せしとて何ぞ其齢滿三年の曉きを待つに及ばんや速に引渡すこそ適法ならんか但し本囚乳患に罹り一時乳を失ひたる場合乳に代ふへき物品の供給費は本囚即ち母の所持金品を以て之れか費途に充て如し所持金品なきときは原籍役場に移牒の上其親戚に支辨の手續を爲さしむるものと思料ぜり

◉仝　石川小松　見　監　山　人

本問の場合は本則第七條に乳養せんと請ふときはとあるを以て明なりとす然り而して若し引受人なきときは逮捕の地の町村役場へ引渡すを當然なりとす夫れに反し若し母側に養育せしむるときは宜しく母の支辨たるへし然れとも其母支辨し能はさるときは夫れこそ斷々乎として引渡さゝる可からす

◉仝　在仙臺　獄　苦　生

本問の如き突然乳を失ひたるときは典獄斷然乳兒を父親に引渡すを穩當なりとす若し父親にして赤貧養育する能はさるときは母側に養育せしむるも可ならん此場合に於ては養育費用は監獄費を以て支辨す可きものとす

◉仝　常　水　生

携帶兒は乳養せしむるを以て目的とし許可したるものなれば其の母乳を失ひたるときは最早其の必要は消滅したるものなり故に典獄は父親に引渡すとは勿論決して母側に養育せしむべきものにあらすと思考ぜり

◉第百六號奈良藩清君に答ふ

在奈良　洋々散　士

實疑者には在監人が民事訴訟事件に就き証人若くは事實參考人として裁判所より呼出を受け出廷する場合は監獄署が本人の代理者となり旅費日當を給與し裁判所に請求し旅費及び在監中の費用を引去り殘餘金を本人に下付するは勿論なりと斷言せられたり然れとも是れ正當の事にあらす抑も民事に於ける旅費日當に本人の請求に依る可きものにして本人が拋棄して請求せざるにも拘はらす監獄署が當然本人の代理者となりて旅費日當を請求し得るものにあらす何となれば護送者は裁判所に旅費日當を請求し得るものにあらすして裁判所より呼出を受けたるにあらす只其の囚人戒護の爲めに護送したるに外ならざればなり然れとも看守は職務上護送したるものなるを以て其の裁判所の遠近若くは管轄外の護送等に依ては看守は監獄署より規則上の旅費日當を受くる事あるも可しとす

◉仝　夢　枕　居　士

職務の爲め在監人を護送する官吏は其旅費日當を伸應即ち裁判所に向つて請求すべき道なきものと信す

◉仝　在仙臺　獄　苦　生

本間の如きは讓送官吏は旅費其他日當等は請求し得ざるものにして監獄署より規定の旅費日當を支給せらる可きものと思考す亦た所在地ならば支給せらる可き者にあらずと信ず

◉仝　在弘前　蕗　岳　生

四人は証人及事實參考人として出廷のときは讓送看守の旅費は裁判所へ請求すべきものにあらず又請求したりとて之れを渡すべきものにあらずと信ず

理　由

本問は頗る難題にして到底出問者の論鋒を探求するに由なしと雖も先づ証人及事實參考人は刑事訴訟法第百三十四條に因り其出廷せる本人に限り裁判所が之を與ふるものにして附添人たる看守の如きに與ふべき規定あるを不見（官吏自ら証人となり出廷の場合は明治十七年太政官達第五十七號あり）若し囚人は獨歩出廷ならざる故を以て看守に迄旅費を與ふるものとせば又盲目人の手引者腰拔人の輩子にも相當の旅費を與へざるべからず

◉第百七號三八城傍君に答ふ　在奈良　洋々散士

民事訴訟法第百四十條に曰く囚人に對する送達は監獄署の首長に之を爲すことあり此の囚人と云ふは廣義の囚人にして刑事被告人は勿論懲治人別房留置人皆包含す換言すれば在監人に對する送達と云へると同一なりと思考す

◉仝　夢　枕　居　士

民事訴訟法第百四拾條の囚人は一般在監人を指示したる義と思考す

◉仝　望　蜀　生

民事訴訟法第百四十條の囚人とは廣義の意味に解釋せば穩當ならんと思考す

◉仝　在仙臺　獄　菩　生

本案書類送達は直接本人に爲すべきは當然なりと雖も囚人には取締上種々の關係の事ありて直接本人に傳達するを得ざる場合あるを以て首長に之を爲すと記載せられたるなるへし由之見之は囚人は即ち在監人にして已に未決其他を別つの必要なく否な分つべからざるものと思考す

◉仝　石川小裕　見　豎　由　人

民事訴訟法第百四十條囚人に對する云々とある囚人は廣義の意味なる乎將た狹義の意味なる乎余は廣義の意味と解せば正當なりと思考す

◉仝　在弘前　蕗　岳　生

民事訴訟法第百四十條の囚人は總て在監人と解釋するを至當と信ず

理　由

本問出題者は如何なる思想に出でたるや知悉し能はざるも廣さは在監人を總稱す狹さは單に已決の囚人に止まるの意ならんと推考す若し法律上疑問の点あれは更に卑見を述ん

◉第百八號三八城洋君に答ふ　在奈良　淨々散士

質疑の要點は在監刑事被告人へ豫審終結決定書を送達するに際し執達吏が相當の手續を了し被告人直接に之を送達すべき者なるや否さ云ふにあり之は直接送達すべき者に非らず何となれば監獄は別世界に在て一小天地を劃成する者なり然らは社會と隔離するは明々赫々たり況んや刑事被告人に於てをや未た罪跡審理中の者なれば深く外人をして監内に立ち入らしむるあらざるや否やと云ふに各府縣監獄の取扱は之を知らざれども散士の意見としては必ずしも在監人動作時限表に依らざるや可からざるものに非ずと思考す何となれば現行監獄則は別房留置人なるものを認めず故に書監獄則の別房留置人に關する規定は一も之を設定せず故に在監人動作時限表は別房留置人を認めず是に就て現行監獄則實施の際各府縣より別房留置人に關し種々の伺を爲し之が指令を仰がれたり故に現今別房留置人の待遇處罰工錢給與の方法逃走の場合等の事柄は凡て伺指令に依て之を實行し居れり依て現行監獄則は刑法附則第三十二條の精神を規定せざりしものなり依て別房留置人正午の休役は在監人動作時限表に依る可きものにあらずと思考す

◉仝　夢　枕　居　士

きは民事訴訟法の規定を準用すとあり而して決定書は直接に被告人に送達す可しとの規定は刑事訴訟法中になし故に民事訴訟法第百四十條の規定に依り監獄首長たる典獄に送達するを以て至當と思考す

◉仝　夢　枕　居　士

拘留狀の外は總て監獄署長に直接送達すべきものと信ず

◉仝　望　蜀　生

監獄首長に送達することは民事訴訟法の規定するが所にして民事にまれ刑事にまれ書類の送達に付ては敢て異なる所なし彼の送達書に監獄首長に送達すと明記して送達し來る裁判所もこれあるやに聞くもありなん

◉仝　熊本　一　寒　生

本問も前條と同樣首長に送達可爲致は正當の手續なりと信ず如何となれは必ず本人に之を送達せしむるの必要なし必要なければ一般の取締上に從ひ監獄長に送達すべきものと信ず

◉仝　在仙臺　獄　苦　生

本問の場合に於ては執達吏は監獄署長に送達し監獄署長は亦た是れを本人に送附せしめ本人より直接の捺印を領し執達吏に交付する者と思考す

◉仝　在弘前　蕗　岳　生

讓審終結決定書は署長に送達するは當然なりと信ず

理　由

書類送達は刑事訴訟法第十九條の明文に依り特に規定あらざる外は民事訴訟法を準用するものなればなり而して讓審終結決定書は刑事訴訟法第百七十一條に因り檢事及被告人に送達云々との法文なるを以て或は在監人と雖ども直接に之れを送達せざるへからずと解釋せらるゝ方もあるべしと雖も予は該法文たるや速に被告に知らしむるの手續に出でたるものにして十九條文中の特別規定とは認め難きものなり

◉仝　上田　北　遊　生

在監刑事被告人へ豫審終結書を送達するに際し執達吏が相當の手續を了し被告人直接に之を送達すべき者なるや否さ云ふにありと之は直接送達すべき者に非らず何となれば監獄は別世界に在て一小天地を劃成する者なり然らは社會と隔離するは明々赫々たり況んや刑事被告人に於てをや未た罪跡審理中の者なれば深く外人をして監内に立ち入らしむるあらざるや否やと云ふに各府縣監獄の取扱は之を知らざれども散士の意見としては必ずしも在監人動作時限表に依らざるや可からざるものに非ずと思考す何となれば現行監獄則は別房留置人なるものを認めず故に書監獄則の別房留置人に關する規定は一も之を設定せず故に在監人動作時限表は別房留置人を認めず是に就て現行監獄則實施の際各府縣より別房留置人に關し種々の伺を爲し之が指令を仰がれたり故に現今別房留置人の待遇處罰工錢給與の方法逃走の場合等の事柄は凡て伺指令に依て之を實行し居れり依て現行監獄則は刑法附則第三十二條の精神を規定せざりしものなり依て別房留置人正午の休役は在監人動作時限表に依る可きものにあらずと思考す

◉仝　夢　枕　居　士

監獄則施行細則第一條に依りて觀るに在房者を以て在監人と稱するを得す況んや彼れ食費を償はされは如何汲々勞働するも一錢の傭錢をも蓄ふ能はす故に取締上差支なき限りは夙に起き夜に寐れ事業に服せしむる方性質より論するも穩當なりと信すと雖に反して囚人同樣休憩を與へ其他制裁を加ふるは抑も法に非らさるか如く思料す

◉仝　在弘前　露　生

別房留置人の動作時間は敢て特別なる取扱を爲すへきものにあらすと信す

理　由

別房留置人は彼の懲治人及幼年囚の如く特別なる規定なきを以て一般在監人の動作時間即ち施行細則第四十九條の別表に依るは當然なりと推考す

◉仝　在仙臺　獄　苦　生

本問の如きは余の奉職する監獄には無之が是れ即ち余の職を奉する日尚ほ淺きを以て爭別房留置人は取扱ひたることなきも是等は特別監視者なるを以て在監人動作時間規定通り取扱ふの至當なるを信す

◉仝　小松　白　峯　樵　夫

本問は別房留置人に食后の休役を與ふるや否とあり素より別房留置の目的上より云へば休役せしめさる者とす如何にと云ふに彼れ留置人は刑法第三十三條に示すか如く監視引受人無き者及ひ旅費に乏しき者を不得止監獄に留置する者なれは衣食費を償ふは勿論工錢を以て旅費に充つへき者なり然るに假令一二時間の休役たり共休役すへからすと云ふは彼の囚人中に食費而已を償ふ者すら僅少なり況んや衣食費に於てをや故に本經別房留置人取扱規則中にも就役は日出時より日沒時迄とす但し時宜に依り與獄に於て囚人動作時間迄に短縮するとを得とあり然し休役せしむる方穩當ならん即ち別房留置は刑の執行にあらす前陳の理由を以て特別入監せし者たり殊に刑執行の囚人すら休役するに於てをや

◉第百十號悉元山人に答ふ　在奈良　洋々散士

看守部長巡視中看守以下の犯則を認めたるときは同當直の看守長に申告なし看守長より相當の處置を求むるものなるや又は直に待罪書を命し若くは訓諭なし得るものなるやと云ふあり散士以爲らく看守部長と雖ごも看守に對しては無論上官なるを以て直に待罪書を命じ若くば訓諭を爲し得るものと思考す

◉仝　看守部長は臨時看守長の職務を代理するものにして看守以下の犯則を發見したるときは無論看守長に申告し看守長に於て相當の處置を求むへき順序なりと信す

◉仝　望　蜀　生

看守部長は仍ち看守長と同しく監督官なれは看守の犯則を認めたるときは待罪書を徵するは勿論なり而して當該部長意見あらは該待罪書に意見を付して同窓直の看守長に差出すへし

◉仝　在仙臺　獄　苦　生

本問の如きは看守長に相當の處置を求むるの穩當なるを信する者なり

◉仝　長崎　瓊　浦　葦　人

看守部長なるものは看守監督官たる看守長の補助官にして看守部長自から相當處置を求むるの職權なきものとす若し看守以下の犯則を認めたるときは自己の臆斷に於て訓諭に止むるも可なり然れとも待罪書を徵したるときは之れに事實を具して看守長に申告し看守長に於て相當の處置をなすを當然なりとす斯かる場合に或る監獄に於て看守部長は典獄に宛たる上申書を呈出する所あり趣なれども是さへ順序を誤りたるものと思推す

理　由

看守部長は部下の現行犯則を認めたるときは相當の書面を徵し上官に其處置を求め又訓諭するを得るものと信す

現今一二監獄の取扱を探知するに看守部長職權の如きは最も小縮に解釋せられ單に看守長の耳目たるに止め部下の賞罰に容喙するは姑く措き通常職務上に付いての訓授さへ禁物にせられ予は其意味する所を知らすと雖ごも或は看守長の威嚴損否如何を考量せらるゝ結果にあらぬかと然りと雖とも部長をして充分に職權を與へたるとて決して看守長を無視し獨立的の處置を爲し上下の秩序を乱すかごきもの万々あるへき謂れなきを信す故に看守部長には充分なる權を與へ看守長補佐たるの職責を全ふせしめ而して看守長には其上に立つ課長典獄は又其上に立ちて倍々嚴然たる地位にありて規律を全ふせらるゝこそ至當なりと信す若し強て斯なる權を與へ難きものとせは寧ろ部長を廢し看守中の兎耳鼈眼なる而かも探偵的のものを特撰して看守の失を密告せしむるに如かすと信す嚱呼今日の進歩監獄焉ぞ斯なるもあるへからさるなを信す

◉第百拾壹號洋々散士生に答ふ　夢　枕　居　士

被告人は監房内に於て獄則を犯すも之れを科罰するの制裁なし況や盜きに法廷に於て申立たる不實を責め獄則に依りて之れを處罰するか如きは

盜し不法の處置と云はさるを得す予は未だ獄則に照し之れを處罰するの原理を發見する能はざるなり

◉仝　在弘前　露　岳　生

刑事被告人中に僞名詐稱せる廉を以て處罰するは監獄則上至當の處罰と云ひ難きものと推考す

本問は現に處罰を加へ居る監獄あるは予も亦記臆す少く疑惑を抱き居るを以て反駁論の掲載せるゝを待ち更に詳述せんと考ふ

◉仝　常　水　生

刑事被告人拘置監在監中僞名詐稱したるもの地方監獄に至て自白或は發覺するものありと雖とも固より監獄則の制裁を受くへきものにあらす故に之れ等の者に對し獄則を以て懲罰を科する甚た不當の懲罰なりと考ふ

◉仝　在大坂　南　間　山　人

本問は監獄則至當の處罰と謂ひ得へきものにあらす是則ち刑法第二百三十一條の違犯者たり確定判決を經て地方監獄に拘業する際と雖も尚ほ姓名をも再問し且つ其人を確かむるものなり其際に至り實名を自首或は發覺するも監獄則上所罰權なきなり

◉仝　熊本　一　塞　生

本問は若し官署に對し氏名を詐稱せは刑法上の責あり監獄は之を處罰するものにあらすと信す

◉仝　望　蜀　生

本問の如きは監獄則上至當の處罰と謂ふを得さるのみならす獄則により處罰すへきものにあらさるや明かなり若し今日にしてかゝる監獄ありとせは聞かまほしきものなり

◉仝　在仙臺　獄　苦　生

本問の如き場合に獄則處罰を施行するは穩當の處罰にあらざるものと思考す本問の所爲は刑法第二百三十一條に該當する者なるを以て純然たる刑法の制裁を加ふ可き者とす

◉仝　小松　白　峯　樵　夫

本問の場合は監獄懲罰の目的を一考せば其當を得ざる者と斷定す某監獄の如きは如何なる理由を陳して處罰するや甚た疑ふ最も僞名詐稱には刑法第二百三十一條の規定あり而して彼れ被告人は入監の當時監獄に面已對し詐稱したる者なれば或は之を處罰も爲し尚刑法の制裁は免れさる者なり然るに逮捕の當時より其氏名を裁判確定后迄通稱し地方監に於て自白したれば逆監獄に之を處罰するは遙た不可なり尚一言すべきは若し是不可なしとせば監獄處罰の効力は刑法同樣社會に逸波及するやを考慮せば明瞭ならん

◉第百拾貳號仝上に答ふ

夢　秋　居　士

無罪純白のものに對し制裁即ち懲罰を科するは皮相上種かならざるか如きも苟もそれを拘禁するの以上は監獄の紀律を厲行せざるを得ず之れを厲行せんとなれば即ち制裁法なかるべからず今日に在ては獄則を破り教令之れあり當局者の雜事實に云ふべからず小河滋次郎君謂へるごとあり制裁なきの法は法に非らずと予深く此語を信ず故に制裁を設くるは監獄の本圖は稍や重大なる問題なるを以て愼重研究之れが答案を付せずんばあらず即當監獄則を見るに第百七條に未決者及拘留の刑を受たるもの數名に類はすず或に同監の者を煽惑し又は其他の規則を犯すときは處罰の輕重を量り百三條第百五條に準じ減食することを得さあり然るに改正監獄則を以て之を刪除せられたり蓋し立法者は人權を重じ刑事被告中は無罪視するもの故此れ事被告人獄則を犯したりとて懲罰に處するは正當ならず其の理由より遂に之を消除するに至りしなるべし依て案するに余は刑事被告中と雖も苟くも獄則に違背せし以上は之を處するの制裁を設くるは當然のことにて立法上然らざるを得ずと信ず今假りに刑事被告人獄則を犯したるものありとせん乎之を處せんに制裁なく止むなく不問に付せざを得ず或は云ん萬一獄則を犯さば懲篤誡諭せよ然りと雖も若し誡諭に服せざれば如何せん加之被告は制裁なきを奇貨とし倍々惡手段を行ひ以て獄則を犯すも尚ほ不問に置かざるを得ざるに至るべし實に監獄の規律何を以て立たん夫れ然り然らば之れが相當の取締法を設くるは自然の道理にして立法上然らざるを得ず現に改正以來刑事被告人獄則に反せしもの之を處するの制裁なく各地共不都合を感し居れりと況んや陸軍監獄則の如きは第四十二條へ獨慎減食共に懲罰權を設けあり又以て其法と云つべし右の理由に付余は早晩改止あらんとする監獄則へは陸軍の如く增加せられんことを溫望するものなり

◉仝　在大坂　南　間　山　人

國家治めんと欲せば國家の大權之れを保持するに足る法權を發表す社會の事物夫皆然り亦本問の如き監獄に於けるも一社會と云ひ得へきものに律あるか如きものなれば利ありて害なきものと信す

◉仝　在弘前　蕗　岳　生

刑事被告人に反則處罰を設けらるゝは立法上敢て不當のとなかるへしと推考す

理　由

苟も人の守るへき法規を設け之を勵行せしむるときは從て反法の罰則を設くるは最も必要のとなるへきを信す且つ本問に付いては罰則を設けらるゝ必要は已に湖邊の實務家より詳論細說百出せるを知れり

◉仝　上田　北　遊　生

余輩其局に當るに反して益々此感を起し立法上之れが制裁を設くるの必要を以てす而して未た其意を得す頃者君の質疑あるを喜ひ聊か左に答へんとす

現今刑事被告人にして獄則を違奉せず命令に違背し執拗頑冥にして如何に之を訓誡するも到底矯正感化するの望なき所の者あり然りと雖も現行監獄則に據て之を責罰する能はさる故に不得已當局者は宜しく手を拱し其爲す所に任せさるを得ざる者の如し何そ之を制止するの道あるべきかと惟ふに現行監獄則に制裁なきは實際上の不便少なからす故に止むなくんは一寧あり懲罰は固より之を行ふ能はす宜しく懲罰と同等の効力ある取締處分を施行する最も必用なり或は離隔したる獨監の室房に拘束するも可なり或は械具を施すも可なり其の他種々の方法手段ありと雖も監獄規律の嚴正を永遠に保持せんと欲せば望むらく余は之れ制裁を設くるば治獄上最有効手段なりと愚考す

◉仝　仙臺　獄　苦　生

本問刑事被告人獄則に違背する其制裁なし故に立法上之れが制裁を設くるの利害如何とあり余は是れが制裁を設くるの利あるを信ずる者なり現に監獄則施行細則第三條に各監房内には在監人の遵守す可き事項を揭示し以下云々是れ即ち各監人の常に服膺遵守す可き重要の義務を指示したる者と謂ふ可し在監人にして其遵守す可き義務を知らしむるの要は違令犯則は事の細大に論なく懲末も假借する事なく其一身に苦痛を感ずる所の制裁を受く可きことを了得せしむるにあり果して然らば我立法者も先きに其必要を認めたるや必ずり然るに是れが懲罰の規定を屢ずる等或は未決者を遇するに無罪純白の眞民を以てするの精神を實行せしめんが爲めならん乎將又拘禁の目的を害せさる限りは務めて人間自由の制裁を寬和するの方針を採用したる者ならん乎孰れにせよ理論上或は適するあらんも實際治獄上是れが制裁を加へさるに於ては其弊害を釀生する甚しく是れに制裁を加へるの利多くして害小なきを認むる者なり余後日期を得は大に論ぜんと欲す問者夫れ是れを諒せよ

寄書

◉上清浦法相書　廣陵　碌　堂

某謹んで書を

司法大臣清浦公閣下に呈す伏て惟みるに　閣下夙に獄政改善の急務なるを認め鋭意勵精奉西の制度を輸入しこれを我邦の風俗民情に參酌し以て大に監獄制度の進歩改良を企圖せらる監獄則の改正獄務顧問の聘用又は司獄官練習所の設立等獄制史上特書すべきものは　閣下の內務省警保局長在任當時の施設にして皆　閣下の賜ならさるなし後　閣下印綬を解て歸州に漫遊せらるゝや彼邦政治法度の實際を觀察し務に獄政の利害得失を詳査せられ歸朝の後入て朝に立ち出て野に在るとを問はず常に倘ほ改善

の急務なるを唱導し朝野の議を風動して靡然此に向はしめ以て遂に能く新道の前途に經計盤を與へられたり世の閣下を推して本邦監獄家の泰斗と爲すもの亦故ある矣今や　閣下宰相の高に位し司直の樞機を掌握せられ又行政整理副總裁の要職に衝らる行政整理の事大政の機務に關し固より某等の測知する所にあらずと雖も獄政の改善も亦其一たらずんばあらざらん斯道の讓者たる　閣下にして既に其關係の淺からざる司直の大府に相とし且つ此要職に衝らる實に千歲一遇の機と謂ふ可し某の芻に狀を叙し意を攄へ　閣下に請ふ所あるもの亦豈に止むを得んや冀くば　閣下諒察を加へられんことを

本邦維新以來文化大に開け制度燦に張り國運の隆盛なること前古比無く自ら東洋の文明國を以て誇稱するに足れり然るに獨獄政の事猶未た完全ならずとの歐米各國に比して慚色あるは洵に照代の缺典と謂はざるへからず殊に條約改正も漸く其緒に就き外人內地に雜居するの期又將に近きにあらんとす獄政の改善や今一管の急を加へずんばあらざらん藏て惜まれば近時監獄改善の聲朝野の間に喧しと雖て其實跡の比較的に觀るへきもの無き所以のものは何ぞや是れ司獄官吏未だ其人を得ざるに因るあらんと雖も抑獄政の規畫其當を得ざるに坐せずんばあらざるなり果して然らば如何せば可なる某等私かに案ずるに獄政の事は條約改正法典編纂と相俟ふて其美を濟すべきもの今や根本的施設を要する時なり何をか根本的施設と云ふ曰はく監獄費を移して國庫支辨と爲す可し曰はく監獄を府縣長官の管理より離して主務省直轄と爲す可し曰く監獄官の組織を改め其位地を高む可し曰はく監獄の改造を爲す可し此四者は實に急務中の急務なりと(一)何を以て監獄費を移して國庫支辨と爲すべきか監獄費の地方費負擔たる可からずして國庫支辨たるべきは　閣下多年の宿論にして曾て世に公にせられたるものあれば今爰に之を述ふるの要なしと雖も實驗する所を以てせば實に監獄費の地方稅支辨たる間は列底獄政の改善も得て期す可らざるを信ずるなり抑行刑の事は元國家刑罰權の行動に外ならずして其事業の國家固有の職務に屬すると論を俟たざるのみならず彼の地方議會なるものは其識權の限局ずる所惟其一地方にのみ存するを以てこれが議員たるもの惟其地方の利害得失のみに謁着するの傾ありて一に費額の多寡如何をのみ見て以て重きを事業の盛衰張弛に置さるは免る可らざるの勢なり偶有識の士あり斯業を以て專ら國家的急要の事業として之を謂するものあるも多數の制する所と爲りて如何ともすること能はずこれが爲め當路者改善の設計も空しく議會の阻止する所となりて止まるもの實に數しとせず若し強て所信を斷行するものあらんか此に忽ち議會との衝突を起し爲めに縣治上に障害を招くに至る豈に危からずや加ふるに行刑の事元劃一なるを要す然るに其事業の死活は殆んど地方議會の手中に存するものありて行刑の整否は議會の覽閱と相關し其地方に固り區々に流れ劃一を缺くに至る是又自然の勢なり均しく是れ犯罪者なり均しく是れ國家が犯人に科したる刑罰なり而して其執行上に於て寬嚴區々の差あるを免れずと謂ふ何くんぞ非理にあらずとせんや然り而して是れ皆監獄費の地方稅負擔たるより來る所の弊害なり嗚呼今日獄政の改善を望む其至難なるを知るべきなり是れ監獄費を移して國庫支辨と爲すべしと謂ふ所以なり然れども若し夫れ現時國家の財政に於て全く之を國庫支辨とするの難きものありとせば彼の警察費の如く其一部を國庫より補助し以て刻下の急を救濟し漸次財政の整理を待て後之を地方稅より分離し國庫の負擔に歸せしむべきなり(二)何を以て監獄の管理を府縣長官より離して主務省の直轄と爲すべきか現今府縣廳の組織を以てすれば典獄は內

務部警察部と相對し旨を知事に承けて事を行ふと雖ども監獄署は他各部の如く縣廳內に在らずして皆相隔の地に在り爲めに一々直接知事の旨を承ること能はざるのみならず吏員任免黜陟の事等有數の事務を除くの外行刑百般の事は法律上大概典獄の職權に屬するものにして典獄は直接に其職責に任ず雖令監督の責は黙て知事の雙肩に在りと雖も縣治の繁劇なる自然其力を弛むるの事情なしとせざるなり且つ行刑の事は普通一般の行政事務とは其趣を異にし一種專門の事業なれば長官管理の下に立つも其實は典獄等其事に當ると謂ふも不可なきなり然らば今の時に當り獄政の改善を望まば之を府縣長官の管理より離して主務省の直轄と爲すを以て時務の要を得たるものと信ず若し夫れ現時の國情之を許さず管理の任は依然府縣長官の手に委するとするも新に中央に監獄局を設置し獄政の規模を擴張すること最も必要なり即現今中央獄政の機關は纔に內務省警保局の一隅に存在する所の監獄課あるのみ而して其課長の位地たる一判任官たるに過ぎず上に局長ありとするも警務の事宜雜繁にして如何に局長賢明なりと雖も獄政の事に至りては時に其觀力の明を缺くことなきを保せず獄政の振はざる亦宜なりと謂ふ可し夫れ中央獄政の機關は監獄政令の出つる所にして獄制弛張の關する所なり之を警保局より分離して更に一局を設くる實に今日の急務なりと謂はざるべからず近時世間監獄局の設置を說くものあり是れ其必要を認むるに由るものにして獨り某等の一私言にあらざるを徵するに足らん(三)何を以て監獄官の組織を改め其地位を高めざる可らざるか抑現時監獄の判任官は書記看守長にして其戒護に從事すると庶務計算に從事するに依りて其名稱を異にするのみ是れ其職掌を明にする上には名實相適するに似たれども監獄の諸務は互に相密接關聯して全然之を區別すること至難なり況んや少數の人員

たるに於てをや且官名の異なるが爲め定員を異にし相融通すること能はず此不便な避けん爲め實際に至ては書記にして看守長を兼ね看守長にして書記を兼しめ彼此融通の手段を取るの止むを得ざるものあり是に於てか官名の區別は往々只名のみに過ぎざるの傾向を見るに至れり加之書記は看守の上官にして看守を指揮監督すべき場合多しと雖も如何せん官制上書記には庶務計算の事務に從事すべきものにして看守長の如く看守を指揮監督すべき權限なきに似たりと雖も是を以て看守に對し指揮命令行はれ難く勢看守長を經由せざる可からざるの不便不利あり而て事務の敏活を缺き繁文縟禮の譏あるを免がれず且又た非常の事變に際しても書記は戒護者たるを得ざるを以て其不便や實に大なりとす故に書記看守長の名稱は之を廢止し判任官には相當同一の官名を附し獄は警部の警察事務に於けるが如くすべし然れば入ては事務員となり出ては戒護吏と爲り若し又一朝事變等に際ては判任官以上は皆戒護に從事し且つ其指揮監督をも爲すことを得事務の整理に規律の保持に両ながら宜しきを制し得るに至るべし又典獄は監獄の最上長官たり而して其位地如何と省みれば職責の重大なるに似ず纔に薦任高官の末席に位するに過ぎず夫れ典獄は一部の長にして其職務は一府縣行刑の樞機を掌握し數万圓の經濟を調理し數百千の懲徒を駕御し加ふるに數十百人の部屬を統督するの任にあり且刑罰執行の事に至ては自ら其責務に任ぜざるを得ず其職務の重且大なる實を待たずして其地位の低くして尙は且參事官にだも及ばざるか如きは豈に其權衡を得たるものと云ふを得べけんや然らざるも尙今日世人の司獄官を視ること較もすれば昔時の牢番に於けるが如き陋習の脫ぜざる時に當てや監獄の最上長官たる典獄にして其位置の低きこと斯の如し少壯有爲の士は進んで此任に當るを願はず司獄官吏其人の得難くして獄事の進歩せざる何ん

ざる故なしとせんや又偶適任の士ありて此職に在るも其位地の低きより人後に望著たらざるを得ず爲めに意見の行はれ難き事實ありて百般の施設時に不利を感するもの多しとす是に於てか有爲の士も其驥足を伸ばすを得ず空しく人事の不如意を歎し爲すなくして止むもの比々皆然り豈に歎すべきにあらずや是れ司獄官の組織を改め且つ其地位を高むるの今日に急務なる所以なり(四)何を以て監獄の改造を急とするか夫れ方今監獄改良の率漸く其緒に就き獄政の整理往時の比にあらずと雖ども犯罪人未だ減少せず反て累犯者の增加するの傾向あるものは其幣の因て起る所多くは雜居制にあり世人の監獄を目して犯罪學校と爲すもの事實に過ぐるものありと雖ども又全く其謂なきにあらず雜居制と分房制との得失世既に定論あり雜居制の犯罪人を鑒治するに足らざるのみならず時に反て犯罪の媒介を醞釀せしむるの弊害あるとは某等の常に實驗する所なり然るに本邦現時の獄舍を見れば大低十數年前の築造に關り昔時の舊式に依るものにして雜居房たるに外ならず甚しきに至ては封建時代の米倉城樓等を改修以て之に充つるものあり其不完全なるも更に驚くに堪へたり行刑の最大要務たる獄舍の繁造にして新の如し刑罰の目的を達せんと欲するも亦難ひ哉今の時に當り獄政の改善を計らんとせば先つ獄舍の改築を以て第一とすべし而して獄舍の改築を急にせんと欲せば今日の如く之を地方の經濟に委し置くべきにあらず必ずや之を國庫の負担と爲さゞるべからず若し夫れ方今國費多端の時勢ある大土木を起して獄舍の充全を期せんとも國家財政の容さゝるものありとせば國庫費中大に監獄建築修繕補助費を增加し可成速かに各地方をして新築の業を企圖するごとを得せしむるにあり

以上は唯是れ獄政の改善に就き其施設の大綱既に張れば細節從て暴られ蓋し監獄費の國庫支辨は改善の行路に橫はる所の障碍を除去し全國行刑の劃一を期するとを得ん主務者の直轄は獄政の機關を鞏固ならしめ其活動を敏速ならしむるに足り獄舍の新築は行刑の方法を正確ならしめ刑罰の効用を全からしむるに足り司獄官の組織を改め且其位地を進むるは獄制の基礎を確固ならしめ人才を收攬し世人をして斯道を尊重しむるに足るものあらん斯くの如くせば改善の事始めて庶幾し得べきなり　閣下は實に斯道の泰斗なり獄政改善の策既に業に成竹の存するものあり何んぞ某等の啻々を要せんや然れども泰山は土壤を讓らず河海は細流を擇ばずと　閣下廟堂機務の餘暇一たび賢鑒を賜ひ若し愛裏の存する所採納せらるゝとを得ば獨り斯道の幸のみにあらざるなり伏て希くは　閣下諒察を加へられんとを尊嚴を冒瀆し惶懼の至りに任へず頓首再拜

◉看守とは何ぞ

東京巢鴨　一小僧

看守は土方にあらず馬方にあらず又彼の獰猿白痴にあらざるべし然るに獨り怪む會嘗日常彼れ看守たるもの、言行を觀るに或は土方の暴を學び或は馬方の愚な倣ひ又或は殆ど人間視すべからざる恰も狂者の行爲を模じて以て得々たるは何ぞや看守は果して之等の置を云ふなるか聞く看守は皆判任の待遇を付與せられつゝありと知るべし其職責の重大にして且其天爵の重きとを果せる哉近頃監獄改良の聲漸く社會識者の間に喧傳せらるゝに當り看守の職務は監獄中尤も困難にして日尤も貴重なるものとして稱せらるゝに至る之れ又決して故なきにあらざるべし然れに被れ看守は此貴重なる職責を荷ひつゝあるにも拘わらず實に聞くに堪へざる醜聲を出しとあるは何ぞや彼れ看守は果して禮節を知らざるか廉耻を重んぜざるか人情を解せざるか將又人の人たるの道を知らざるに坐するか

獰惡監獄を以て自任する大監獄中にも又斯かる土方の如き馬方の如き看守ありと雖かも一二人の小にあらずして實に數十人の大は大概非人間的性質を有するものなりと余輩に之れが實否を知らず只之を事實の明鏡に聞ふのみ人若し之れを疑ひ願くは之を事實の明鏡に聞け實に三獄四願の概あるべし

◉減食懲罰云々に付新山君に質す

監獄に於て犯則者を處罰する社會に於て犯人を處刑するど同一にして是皆其安寧秩序を保全するに先も必要のものなり若し之を緩慢に付せば焉ぞ古人が監獄の如き多數の惡漢無籍の徒を靜御することを得ん故に監獄の如きは尤も嚴に尤も密ならさる可らず然りと雖とも處罰の眞意は只た酷に過ぎ以て其衛生を害するが如きは決して處罰の當を得たるものと言ふ可らさるなり

今監獄に於て囚人の犯則者を處するは獄則某條に規定するが如く減食暗室施錠屏禁等にして其內減食の如きは犯則の情狀輕きものに科する規則にして受罰者も亦中の八九は本科を受くるものなり然り而して減食の方法は新山君の所述の如く獄則第四十二條の規定に從ひ一日の量を二合乃至三合に減し雜湯二品の外菜を與すの規定に從ひ主務者因徒の情狀を查察し以て其量非に日數を定むるものなり而して其處罰執行中は定役を中止するものなり然るを君は此の處罰執行中定役を中止するは毫も懲罰の効力なく其獄則の明文云々と論ぜらるゝも余は其處罰執行中役業を中止するは充分効力を有し且つ其當を得たるを信するなり

今君は食量のみを減して役業を中止するは徒らに彼の犯則者をして處罰中は骨休なり休息所なりとの暴言を放たしめ竟も處罰の効果を奏せずと云はんも或は然らん然りと雖とも此の放言や或は一部の極めて惡漢の執屬々處罰を受けし自棄自暴者の貧惜の言にして決して囚人一般の言に非らさるなり何を以て之を言ふや曰く凡そ役等の第一に困難を感するは終日正坐するを最とす然るに本科たるや最も彼惡の雜とするものに減食の之れに伴ふあり況んや處罰執行後種々の優遇に關係を及ぼすに於てをや故に予は此放言や決して事實に非らさることを斷言するに躊躇せさるなり

又君は役業に從事せずして二合乃至三合の食を得るは社會不勞力者一般の常食なりと論ぜらるゝも凡そ食祿の如きは平日の習慣に於て多少異なるものなり然りと雖とも一日の糧二合乃至三合の少量を常食とする者は老者或は病者に非らさるよりは決して足れるものに非らず壯者に至つては假令勞働せずと雖如何そ之れに堪ゆることを得んや況んや囚人の如き運日強役に服し又役業相當の食糧を常とする者に於てをや且つ處罰執行中は嚴正なる行罰監に投ぜられ終日正坐して寸時の間も其身邊を嚴格なる戒護者の看守を受くるに於てをや

故に余に斷して効果の点に於ては君の所論の如きことなしと信するなり之れに反して君の說の如く減食中役業を繼續せんか實に之れに伴ふ種々の弊害あるを如何せん請ふ其二三を左に述へん

凡そ囚人たる者は相救け相憐むの情は非常に切なるものなり然るに今一人の受罰者をして多囚の中に混し勞役に服せしめんか他囚は之の憐む可き狀を見るに忍びず或は種々の事情より終に看守者の目を忍び已が食量を分ち與へるの害決して無しと斷言すること能はさるなり否な人情忍ひさるの情實より彼の受罰者に己が食の幾分を與ふる者なり

果して與ふる者とせば反て受罰者をして其臧倉の効なきのみならず一人の爲めに數人或は數十人の犯則者を生ずるに至らん加此くんば焉ぞ克く處罰の効を奏するを得んや是れ予の處罰申復案を科するに不可とする所以なり新山君以て如何となす

東京　無學道人

㊃晝夜分勤法と一晝夜勤務法

秋田　北檜生

我が國現今監獄法に於て採用する所の勤務法は分掌例第一條により晝夜分勤とす然も今日に至りては同勤務法と一晝夜勤務法との間に付相互筆鋒を磨き非難攻撃或は協賛保護の聲喧々囂々たるが如し余今此兩法に付聊か利害を陳述せんと欲す

甲、晝夜分勤法……此法によれば晝夜を分つ看守をして持場を巡警せしむるを以て目的とす交代の時日は別に規定の設けあらさるに付各縣適宜典獄の職權内に於て隨意一定の期日を設け晝夜交代を命ずることなり居れり故に或は五日或は一周日又は十日又は幾月とするも可ならん

乙、勤務法……此法に由れは一晝夜の間各受持場を警守し翌日は一晝夜の非番を與へらるものとす

甲、論者曰く人間の体力には限度あり故に限度以外の勞働は到底望むべからず得へきにあらす故を以て晝と夜とを分つ各受持場を警守し在監人拘束の任に當り忠實剛健敏なる眼光を以て彼等の行狀を觀察し及び百般の事項に注意し監獄をして最其なる効果を奏せしむへし若し然らすして長き時間激甚の勞働に從事するときは身心共に疲勞し到底完全の勤務を見るあと能はす或は意外の失態を來すも計るへからす故に讓め一定の期日間分勤の上戒護に從事すへしと

乙、論者曰く人間の体力に限度あるは論を待たす限度以外の事は固よりなし得らるへきものにあらす一見分勤法は可なるに似たり而も決して然りと言ふを得す晝間のみ連續の勤務は甚た可ならんされど夜間のみの勤務日數連續すれは身体の疲勞甚しく狀健の身体も遂に病を釀すに至るへし然るに一晝夜勤務にありては單に一夜の疲勞を覺ゆるに止り翌日の非番を得らるへきを以て充分此等を回復するを得へく一夜一日の間に在監人の觀察綿密ならす万般の事項擧らすと言ふへからさるなり加之一晝夜の非番を與へらるゝを以て家計上の種助若くは親屬故舊に見ゆるを得へく又は散策を試みるを得べきなりと以上兩者の論する所各一理なきにあらす而も余は乙説に贊意を表するものなり何となれは甲説の如く晝夜分勤し幾日の間に交代を命せらるゝことせんか日數は借て置き夜勤の如きは其疲勞を覺ゆるあと幾何そや實に言外に堪ふるものあらん夫れ人間は常に晝間働き夜間睡眠の用に供し以て身心の疲勞を醫するを例とす（看守の如きは固より此例外に置くも而も顧慮せざるへからす）此は習慣性なるか如しと雖も亦一理の存するあり草木は晝間炭素を吸ひ酸素を吐き夜間は之れに反し酸素を吸ひ炭酸を吐く（空氣の成分中酸素七十六余炭素二十二其他安母尼亞瓦斯等の諸元素を含む）酸素は人身に對し須臾なるものにして少しく此分量の減少するあらんか恐るへき現象を呈すこれなければ血液の循環をして十分ならしむること能はす十分ならしむること能はされは身体の健康を害し身体の健康を害するときは疾病を致すや論なし炭素は人身に害あり多量の炭酸氣を呼吸すること甚しきときは眩暈或は卒倒を起すへく又は身体の健康を害すへし夜間は常に多量の炭酸瓦斯を呼吸せさるへからす加之手に携ふる所の角燈の油煙は益々以て有毒の量を多からしむ見よ一滴の雨露も逢に巣るときは淼茫呼ぶに際涯なきの大洋をなし一塊土石も積むときは遂に巍々たる峻嶺となり天日を隔離するに至るにあらすや故に曰く少量の毒氣も積む久しければ扁鵲と雖ども救せさるを得す夜間の如きは萬籟音を收め深更靜寂の時にして最も睡眠の時に適す晝間の如きは外物の刺衝ありて到底安眠するを得へきものにあらす是を以て夜勤連續するときは身体の疲勞を感すること甚しけれは自然に病寃に儕さるへからさるなり尚茲に一言すへきは一晝夜攻撃の材料たるへきは北奥地方の如き嚴冬の時節及び西南地方の如き夏季の時候なりとす彼の寒威冽骨を穿つの時又彼の暑期に際し炎熱酷暑流汗背を濡うすの時は到底堪ゆる能はさるへしと而も論者の如き杞憂は毫も介意するに足らさるなり唯配置の方法宜しきを得は可なり法の死活如何は人にありて存す譬喩の如き甚に膠するか如きは勉めて排斥せさるへからす余は徹頭徹尾分勤法を駁し一晝夜勤務法に左袒する所以なり論者以て如何となす今參考の爲め某看守が十日間夜勤せし体量の結果を示す

當初の日拾六貫二百目　二日目大差なし　五日目五百目減

一周日目七百目余減　十日目一貫一百目減

又某看守は一夜五十五匁つゝ体量の減ずるを知れりと云ふ各人身体の度異なるあるを以て悉く同しからすと雖著しく体量の減するを見るに事實なりとす体量の減するは健康を害するの所以健康を害するに病氣を醸すときは壽命を縮むる所以壽命を縮むるは國民たるの本分を十分盡す能はさる所以實に歎すへきなり嗟哉噫嘻

官報

内務省訓令第五號

明治三十年二月十七日

廳府縣　集治監　假留監（東京府北海道集治監ヲ除ク）

在監人行狀勘查及賞與規程左ノ通定ム

在監人行狀勘查及賞與規程

第一條　四人ノ行狀ハ左ノ勘查期ニ依リ觀察スヘシ

一　刑期一年以上三年未滿ハ四ニ期分ケ第一期第二期第三期及終期ヲ各四分ノ一トス

二　刑期三年以上五期ニ分ケ第一期及終期ヲ各四分ノ一トシ第二期第三期及第四期ハ四分ノ二ヲ三分シテ之ニ充ツ

三　無期徒刑及舊法懲役終身囚ハ十五年無期流刑ハ五年有期流刑ハ三年ヲ四期ニ分ケ第一期ヲ其三分ノ一トシ第二期第三期及第四期ハ三分ノ二ヲ三分シテ之ニ充ツ

四　刑期二十年以上ニ渉ル者モ亦前號ニ依リ十五年ヲ四期ニ分ツ

發刑ヲ有スル者ハ通算シテ一刑ト見做シ勘查期ヲ算出ス

第二條　受刑中刑ニ異動ヲ生シタルトキハ前條ニ依リ勘查期ヲ變更ス

勘查期ノ變更ヲ爲シタルトキ既ニ行ヒタル賞與新勘查期ニ相當セサルトキハ之ヲ消滅セシムルノトス

第三條　初犯ノ囚人情狀懇諒スヘキ者ニシテ行狀ノ善其ナルトキハ第一條第一號ニ該當スル者ハ第二期マテノ勘查期ヲ各二分ノ一ニ短縮スルコトヲ得

第四條　勘查期ヲ算出スルニ當リ寄零ノ日數ヲ生シタルトキハ第一期ニ算入ス

第五條　刑期一年未滿ノ囚人刑事被告人檢治人及別房留置人ノ行狀ハ勘查期ヲ分タス適宜ノ方法ヲ設ケテ勘查スヘシ

第六條　在監人ノ行狀ハ概ネ左ノ事項ニ依リ看守又ハ女監取締ニシテ親

察セシメ行狀視察錄ニ記入シ十日ニ一回之ヲ看守長ニ提出セシムヘシ

一　獄則及視察ノ遵否ニ關スル事項

二　親屬及故舊ニ將スル思念ニ關スル事項

三　教誨及教育ニ關スル事項

四　作業ニ關スル事項

五　衛生ニ關スル事項

看守長ハ看守又ハ女監取締ノ提出シタル行狀視察錄ヲ參酌シ自己ノ意見ヲ定メ一箇月ニ一回身分帳行狀錄ニ記入スヘシ

左記ノ事項ハ一勘査期經過ノ日ニ於テ監獄書記之ヲ取調ヘ身分帳行狀錄ニ記入シ典獄ニ提出スヘシ

一　賞與ノ種類度數

二　處罰ノ種類度數

三　科程外ヲ爲シタル日數

四　科程ヲ了ラザル日數

五　食費ノ儉否

六　貯蓄工錢

七　工錢ノ費途及其ノ金額

第七條　典獄ハ各囚人勘查期ノ終リタル日ニ於テ監獄書記看守長監獄醫教誨師看守部長及看守又ハ女監取締ヲ召集シ身分帳行狀錄ニ依ル行狀ヲ審議シ自ラ之ヲ判定スヘシ

第八條　賞與ハ一期間中獄則ヲ謹守シ作業ニ精勵シ且眞心改悛ノ狀顯レ他囚ノ模範トナルヘキ行爲アル者ニ對シ第一條第一號ニ該當スル者ハ第一期第二期ノ兩勘查期第二號乃至第四號ニ該當スル者ニハ第一期第二期及第三期ノ各勘查期經過後十日以內ニ於テ一回ヅヽ之ヲ行フヘシ

若賞與スヘキ期ニ際シ尙行狀視察ヲ必要トシ前項期限外ニ賞與シタルトキハ其賞與ノ日ヨリ更ニ一勘查期ニ當ル日數ヲ經過スルニ非ザレハ再ヒ賞與スルコトヲ得ズ

賞表ヲ破毀シタルトキハ其破毀シタル勘查期及次ノ勘查期ヲ經過スルニ非ザレハ再ヒ賞與スルコトヲ得ズ

第一條第三號及第四號ニ該當スル囚人ニシテ勘查期經過後賞表三箇未滿ノ者ハ第四勘查期ニ相當スル期間ヲ以テ遡次勘查期ヲ設クヘシ

第九條　刑期一年未滿ノ初犯囚ニシテ前條第一項ニ該當スル行爲アルトキハ刑期ノ半ヲ經過シタル後一回賞與スルコトヲ得

第十條　懲治人ニシテ行狀善良ナルモノハ前數條ニ準シ賞與スルコトヲ得

第十一條　賞與ヲ行ハントスルトキハ典獄ハ身分帳ニ依リ審查シ監獄書記看守長監獄醫教誨師看守部長又ハ女監取締ヲ會同シ之ニ對スル意見ヲ諮問スヘシ

囚人行狀勘查期表

刑期	第一期	第二期	第三期	第四期	終期
一年	三ケ月	三ケ月	三ケ月	三ケ月	三ケ月
二年	六ケ月	六ケ月	六ケ月	六ケ月	六ケ月
三年	九ケ月	六ケ月	六ケ月	六ケ月	九ケ月
四年	一年	一年	一年	一年	一年
五年	一年三ケ月	一年三ケ月	一年三ケ月	一年三ケ月	一年三ケ月
六年	一年六ケ月	一年六ケ月	一年六ケ月	一年六ケ月	一年六ケ月
七年	一年九ケ月	一年九ケ月	一年九ケ月	一年九ケ月	一年九ケ月
八年	二年	二年	二年	二年	二年
九年	二年三ケ月	二年三ケ月	二年三ケ月	二年三ケ月	二年三ケ月
十年	二年六ケ月	二年六ケ月	二年六ケ月	二年六ケ月	二年六ケ月
十一年	二年九ケ月	二年九ケ月	二年九ケ月	二年九ケ月	二年九ケ月
十二年	三年	三年	三年	三年	三年
十三年	三年三ケ月	三年三ケ月	三年三ケ月	三年三ケ月	三年三ケ月
十四年	三年六ケ月	三年六ケ月	三年六ケ月	三年六ケ月	三年六ケ月
十五年	三年九ケ月	三年六ケ月	三年六ケ月	三年六ケ月	三年九ケ月
二十年	五年	四年六ケ月	四年六ケ月	四年六ケ月	五年
無期徒刑	三分ノ一	三分ノ一	三分ノ一	三分ノ一	三分ノ一
無期流刑	懲役終身	五年	四ケ月	四ケ月	四ケ月
有期流刑	同一年八ケ月	同一年一ケ月十日	同一年一ケ月十日	同一年一ケ月十日	同一年一ケ月十日

○臺灣總督府訓令第百四十一號

明治二十九年十一月十五日

臺灣總督府條例施行前當府雇員ニシテ巡查ニ該當スル職務ニ從事シタル者ノ明治廿九年勅令第百三十二號ニ依リ其屬ニ於テ給助方取計フヘシ

巡查看守給助例施行細則ハ其屬ニ於テ之ヲ定メ同例中年金ハ左記各項ニ據リ支給スヘシ

一　年金每ノ年三月及九月ニ於テ其月ヨリ前六ケ月（六ケ月ニ滿タザルモノハ現月數ヲ以テ）分ヲ支給スヘシ但本年度ニ限リ給助ヲ許可シタルトキハ計算ス

縣屬　島田謙

臺灣總督府條例施行前當府雇員ニシテ巡查ニ該當スル職務ニ從事シタル

九月ニ於テ支給スヘシ

一　年金ハ退職又ハ死亡又ハ傷疾ノ翌月ヨリ支給スヘシ

一　年金ヲ受ケタル者本例第八條第一項及第九條ニ該當スルトキハ日割ヲ以テ支給スヘシ

一　年金ヲ受ケタル者死亡又ハ本例第五條第一項後段ニ該當スルトキハ其月分全額ヲ支給スヘシ

◉叙任及辭令

免本官兼任監獄書記給七級俸

任埼玉縣看守長兼監獄書記給八級俸　埼玉縣監獄書記　栗亞　友雄

任埼玉縣監獄醫月俸拾五圓給與　檜山　義連

看守敎習科程卒業月俸八圓給與　埼玉縣看守　鷹野彖次郎

看守敎習科程卒業月俸八圓給與　埼玉縣看守　半田　榮吉

看守ヲ免ス　埼玉縣看守大野木傳太郎

埼玉縣看守ヲ命ズ月俸六圓給與敎習生ヲ命ズ　田沼延四郎

看守ヲ免ス　埼玉縣看守　淺子橘太郎

埼玉縣看守ヲ命ズ月俸六圓給與敎習生ヲ命ズ　長久保源之助

看守ヲ免ズ　埼玉縣看守　田沼延四郎

看守敎習科程卒業月俸八圓給與　埼玉縣看守　關　藏藏

依願看守ヲ免ズ　埼玉縣看守　稻原市太郎

元埼玉縣看守　稻原市太郎

滿五年勤續ニ付給助例ニ依リ金貳拾五圓給與

埼玉縣看守ヲ命ズ月俸六圓給與敎習生ヲ命ズ　渡邊　彦七

埼玉縣看守ヲ命ズ月俸六圓給與敎習生ヲ命ズ　小野　由巳

看守敎習科程卒業月俸八圓給與　埼玉縣看守　間　要吉

埼玉縣看守ヲ命ス月俸六圓給與敎習生ヲ命ズ　矢作長五郎

埼玉縣看守ヲ命ズ月俸六圓給與敎習生ヲ命ズ　安達　重吉

依願看守ヲ免ズ　埼玉縣看守　吉田清之助

看守敎習科程卒業月俸八圓給與　埼玉縣看守　星野　豊治

看守敎習科程卒業月俸八圓給與　埼玉縣看守　老林　嘉作

埼玉縣看守ヲ命ス月俸六圓給與敎習生ヲ命ズ　松本　包房

非職ヲ命ス　秋田縣看守長兼監獄書記　竹內　十里

非職ヲ命ス　秋田縣看守長兼監獄書記　長尾長太郎

依願看守ヲ免ス　秋田縣看守長　進藤　順治

看守部長ヲ命ス　看守　古谷三重郎

熊本縣看守ヲ命ズ月俸六圓給與　木原壽一郎

看守ヲ免ズ　熊本縣看守　柏田　武藏

看守ヲ免ズ　山口　藤一

熊本縣看守ヲ命ズ月俸六圓給與　濱口　藤松

依願看守ヲ免ズ　村山　美行

給月俸拾壹圓　熊本縣看守長兼監獄書記　河島　泰祐

月俸拾五圓給與　宮崎縣監獄醫　坂本　正保

宮崎縣監獄醫ヲ命ズ月俸拾四圓給與　待木　當眞

依願看守ヲ免ズ　福井縣看守　吉田　藤作

當分監獄署第二課長心得ヲ命ズ　岩井　末吉

月俸拾圓給與看守部長ヲ命ズ　森川　三郎

月俸九圓給與　岡　九十郎

藤田芳太郎

北下　熊藏

任福井縣坂井郡書記九級俸給與　田代九郎助

七級俸給與小濱監獄支署長ヲ命ズ歲入歲出外現金出納官吏ヲ命ズ　北下　熊藏

歲入歲出外現金出納官吏ヲ免ズ　看守長　廣部　藤太

依願看守ヲ免ズ　看守　松山直次郎

小濱監獄支署在勤ヲ命ズ　岡　九十郎

月俸拾圓給與　監獄書記　荒木　專一

月俸九圓給與　中根　九藏

看守　大谷　九藏

任福井縣監獄書記月俸拾壹圓給與監獄署第一課勤務ヲ命ズ　佐藤長四郎

古川　啓次

押丁　遠藤　左吉

福島縣看守ヲ命ス月俸六圓給與監獄署在勤ヲ命ス　看守敎習生ヲ命ス

非職ヲ命ス　福島縣監獄書記　林　不二男

白河平中村ノ支署ヘ典獄巡回ニ付隨行ヲ命ス　雇　杉浦　久商

◉看守敎習生

○岡山縣ニ於テハ左ノ如ク看守敎習生ニ卒業証書ヲ授與セリ

看守　坪田民次郎　榮彌之八

武村龍一郎　田中國太郎

○栃木縣ニ於テハ左ノ如ク看守敎習生ニ卒業証書ヲ授與セリ

看守　井上半次郎　小林梅吉

仙波忠三郎　塚原豊吉

山本元太　川俣啓次

看守敎習科程卒業

福島縣看守

各地通信

◉埼玉縣下監獄幻燈實況

在浦和生報

埼玉縣監獄署員一同主唱者となり監獄協會の佐野尙氏を聘し監獄に關する幻燈會を催したり當日の實況左に

明治二十九年十二月十七八日兩夜にして幻燈會の場所は同所浦和町玉藏院と云ふ寺院にして院內廣しと雖も頗る盛會なりし爲め初日には二千名の招待券を配付したるも悉皆入場し其招待券なくして入場を乞ふものありし有樣にして立錐の餘地たにあらさりき當日の來觀人中重なる人を擧くれば縣會議長井に縣會議員諸氏我刑所縣廳學校員等にして佐野氏の說明頗る其妙を得監獄と社會的免囚保護事業及び感化事業等の關係上に至

ては最も人なして非常の感動を與へしの狀あり就中監獄を軍艦に例へ監獄官の働は恰も艦内に於て軍人が働をなすと一般社會の人目に觸れさるが故に其程度が分らざるも監獄官の働きは斯々と其幻術の實況に付說明せらしが故最も其何物たるに付感動を與へり其翌十八日は同所浦和町の要所に廣告し同院に於て行ひたるに老幼男女を問はず凡そ千餘名も來り願る盛會なりき右幻燈會に起因せしや時恰かも縣會開場中にして議長議員諸氏の斯道に熱心なる結果埼玉縣會は免囚保護院補助費として三十年度より年々金五百圓を支出するの議起り滿場一致を以て議決し左の如く建議せり

建　議

一金五百圓　　埼玉縣免囚保護院補助

近來犯罪者の增加するは其原因種々あるへしと雖も其重なき原因再犯者の增加するにあること明かなり埼玉縣免囚保護院に出獄人なして正業に就かしめ再び犯罪者たらしめさらむ目的を以て去る明治二十三年一月創立以來其業に從事すと雖も資金足らず更に充分の目的を達するを能はす依て會之を遺憾とし前記の金額を補助し大に其目的を達せしめんとす右三十一年度追加豫算として御發案相成度本會の決議を以て此段建議候也

明治廿九年十二月廿日　　埼玉縣副議長　箱　谷　義　三

埼玉縣知事男爵千家尊福殿

右建議に依り明治三十一年度縣監獄費中在監人費の項慈愚資へ金五百圓を追加豫算案として提出せしに滿場一致を以て之を可決せり

◉監獄に關する教育幻燈會（熊谷町）

埼玉縣慈善會の事業に係る明治二十三年創立放免囚保護院擴張の爲め大日本監獄協會佐野尙君を聘し熊谷町龍盛座に於て本月十四日午後五時より監獄に關する幻燈會を催しぬ、當夜の入場者は開會前に於て二千二百餘名と注され後れて來りしものは謝絕するの止むを得さるに至れり、午後五時開會を報するや免囚保護院長大島覽爾氏は演壇に上り免囚保護院の成蹟を詳細に報告し次に佐野尙君は婦人走卒にも能く解し易き樣兒童保育に關する家庭教育を演述し尙ほ明治二十八年十二月現在の在監者數其收入經費及人口四員比較を左の如く詳細に演了せられぬ

明治二十九年十二月三十一日現在

在　監　者　七萬七千二百三十三人

此在監者に要する費用一人年額五十六圓　一日拾五錢三厘四毛

此總經費四百三十二萬五千〇四十八圓

此在監者の勞役より得る收入一年五十萬五千八百八十三圓

差引一人一ヶ年の費用四十九圓二十七錢五厘を要す

此七萬七千二百三十三人の在監者が社會に在つて一日十錢宛働くものとすれば二百八十一萬九千圓となり、右經費とを合計すれば實に六百六十三萬九千圓の利益を得、之を假りに四千萬の人口に割當すれば一人に付九錢五厘に當る

假りに一ヶ年十人を保護すれば一ヶ年五百圓の收益となり、此拾人を三十年生存するものとすれば一萬五千圓の金を得るのみならず、人命、財產、名譽等を安全にするの利益あり

人口四員比較表

年次	人口	四員	割合
明治二十三年	四〇、四五三、六一五	五七、六一五	七二九
仝　二十四年	四〇、七八一、六七七	六一、五九五	六六一
仝　二十五年	四一、〇八九、九四〇	六四、一五三	六四一
仝　二十六年	四一、三八八、三一三	六五、六一七	六三一
仝　二十七年	四一、八一〇、二〇二	六七、二六一	六二五

夫れより幻燈に移れり第一圖は清寧天皇親ら囚人の氏名刑名を寫し給ふものより、日、英、獨、佛、白、米等各國古來の處刑及日本各日の刑各國の保護院、監獄、及日本の法律に關係ある歐米人、日本監獄の內部、勞役の現況、感化院及保護會社の有樣、家庭に依つて善惡に分かる、次第等一々丁寧に說明せられ拍手喝采の裡に閉會せしは午後十時三十分なりき當夜は聽衆が如何に感じけん皆耳を傾けて熱心に其圖と佐野君の說明とを對照して感服し居たるもの少なからず平常に似ず滿場立錐の地なきに水を打つたる如く靜肅なりしは稱賞するの外なきなり、閉會後泉州樓に於て小懇親會を開きしに會するもの五十餘名席上大島院長及神代典獄代理松隱氏の挨拶、佐野君ほ當町に保護院の支部を設くるの必要を演說ありて十二時過ぎ散會したり、當日斡旋の勞を執られたるは監獄署の早川署長を主として春山松崎郡書記、濱田署長、齋藤醫士、石川助役其他有志者なりき、因みに記す佐野君が是迄全國凡そ監獄の所在地を巡回し幻燈會を開きしも當夜の如く盛大にして靜肅なりしは初めてなりと語られたり、蓋し當夜のみにても免囚保護院新築費中へ寄附を申込まれたるもの三拾餘圓に達し現今幹事のもと迄寄附申込むもの引も切らさる有樣なれば其感覺は推して知るへきのみ、尙引續き川越、岩槻にて幻燈會を開かれたり

◉監獄に關する教育幻燈會（川越町）

二月十五日入間郡川越町養蠶院に於て埼玉縣善會免囚保護院建築修繕費寄付金募集の爲め大日本監獄協會佐野尙君を招聘し監獄に關する幻燈を爲し親しく其實況を示さんが爲め會開するに先ち午后第六時觀聽者貳千人以上滿場立錐の地なく流石に廣き養蠶院も狹隘を告げ謝絕せしもの五百名以上に至り免囚保護院長大島覽爾君の演說次に佐野尙君の演說華て直に幻燈師鵜澗和藏君說明者佐野尙君の熱心なる幻燈會を開き實に近來稀有の盛會なりし而して演說及幻燈に感劇し忽ち保護院建築修繕費金貳百七圓六拾錢寄付額集まり如此輿論の物與を爲したるは將來監獄事業の爲め喜ふべき事なり加ふるに川越町へ免囚保護院支部を設置せんと專ら有志者の協議中なり

◉埼玉縣南埼玉郡岩槻町に於て大日本監獄協會佐野尙氏を聘し監獄に關する幻燈會を催したり其實況左の如し（岩槻通信）

明治廿年二月十六日南埼玉郡岩槻町芳林寺に於て監獄に關する幻燈會を催せしに恰も舊暦正月十五日に際し町內何となく賑々しく氣勢を添へたるにより一層の好機を得午後五時頃より追々入場七時には早立錐の餘地だにあらさりき抑開場に先ち該町は勿論近村の有志者へ招待券を發せしもの千二百餘名なりしも招待券なくして入場を乞ふもの續々たるにより參觀の總數は千五百名以上に達したるならん佐野氏は得意の雄辯を揮ひ監獄と社會的免囚保護事業及ひ勸化事業等の關係上就中監獄を軍艦に例へ監獄官の如きは恰も艦內に於て軍人が働きを爲すと一般にして社會の人目に觸れざるが故其程度が分らざるも司獄官の働きは云々と其幻術の實況に付き周到縝密一點の落ちなく說明せられ聽者に非常の感動を與へしの狀ありて其妙所要點に際しては聽客中思はず拍手喝采爲めに堂宇も動搖せんとするの狀あり本會に付萬事周旋の勞を採りたるは島崎郡長及ひ郡書記町長の諸氏にして佐野氏の一行には大島保護院長及ひ監獄署より は松隈第二課長臨席せられ頗る盛會なりき

◉三池集治監々內溫度平均對照表

月	年	明治二十八年中 午時	明治二十八年中 子時	明治二十九年中 午時	明治二十九年中 子時
一月		五十三度強	四十四度弱	五十度弱	五十五度弱
二月		五十五度強	四十六度弱	五十度強	五十五度弱
三月		六十度強	四十九度強	五十度強	五十八度弱
四月		六十四度強	五十六度弱	五十四度弱	六十七度強
五月		七十一度弱	六十三度弱	五十五度弱	六十七度強
六月		七十七度弱	六十九度弱	六十七度弱	七十九度弱
七月		八十二度強	七十三度弱	七十六度強	八十四度強
八月		八十六度強	八十一度弱	八十度強	八十六度強
九月		八十一度強	七十六度弱	七十四度強	八十度強
十月		七十二度強	六十七度強	七十一度強	七十四度強
十一月		六十三度強	五十八度強	六十七度弱	六十七度弱
十二月		五十九度強	五十一度強	五十九度弱	五十八度弱
年中平均	晝夜平均	六十九度弱	六十一度強	六十九度弱	六十四度強
	六十五度弱				
年中最高	晝夜平均	九十一度	九十一度	九十一度	九十一度
年中最低		三十七度		四十一度	

備考　本表は晝夜共に十二時の溫度に就き平均をなしたるものなり最高度九十一度と記載するも正午時の溫度にして午后二三時の交にありては追々九十三四度に達することあり又午前四時比に至れば寒冷の候三十二三度に下ることあり（撮氏）

◉警視廳巢鴨監獄署員横山鉦吉君通信

英語必要の今日なれば、當署看獄守中に、先頃より劇務の寸暇を以て望餘の道を遠ざせず、神田本郷邊に走り英語を學びつゝあるものありしに、昨年ギリシヤ人アレキサンダーなるもの入監ぜしより益英語の必要を感し、各處に通學するもの續々たりしも、今回右有志者相謀り久數外國に留學ぜ！某教師及英國人を聘し合宿塾接所に於て、これが研究會を開き、未た一月ならさるに入會するもの非常に多く應接所は狹隘にして到底多人數を容るゝ能はさるに依り、附屬の擊劍場を借用し、盛に研學しつゝあり、署にても大にこの美擧を賛し、擊劍場を貸與するとを快く托し、出來得る丈の便利を與へらるゝ筈なり

◉宮城集治監會員通信

赦免囚徒の將來

各監獄より赦免せられたる囚徒の將來に就ては何人も心配するところなるが今當宮城集治監より赦免せられたる囚徒の近狀を掲くるに赦免後纔ろに在監中の禮を申し越すに至れり之に依て見れば出監者の將來は世人も心配する程にはなく多分は正業に有附くことなるへし尤も同監囚徒は地方監獄と違ひ永年獄内に於て不自由を感し加ふるに前途何等の見込もなく一生を監獄内に送らんとせしものが圖らざりき聖恩に浴し青天白日の身となりしことゝて其感喜は洵に意想外にて再び不屈心を起すものは先以て稀なる可し且給與工錢も相應に貯蓄し居りし爲め逢當り縮口には迷はざる可く旁々以て眞心に立ち返りたるもの多きが如し是も小泉典獄が平素彼等囚徒を誘掖せらるゝの當を得たるに起因せしとなる可し今出獄者の謝狀を調査するに何れも指定の日限通り鄉里へ到着し久々にて父母兄弟に面會し感極まつて滂泣する有樣を以て見るも彼等の將來は謀

想外に善人となるへき見込なりと同監教誨師藤吉習敏氏は報ぜり

（二月十八日附通信）

◉横須賀監獄支署員足立德太郎君通信

減刑事項

明治三十年一月三十一日勅令第七號により減刑を言渡されたり今其概況を記さんに此日大塚支署長は未明より出署ぜられ先つ部下の督勵に忙かはしかりし而して式場は第一工場を清掃し之に充て總囚をして悉く整列せしめ看守の警戒又頗る嚴肅を極めたり午前第九時四十分諸般の準備全く成るに及んで全支署長は教誨師以下を率へられ式場に臨まるゝや看守は總囚をして一齊に起立敬禮を爲さしむ茲に於て全支署長は嚴かに勅令の大旨を奉讀ぜらるゝ聽く者皆謹愼整肅哀昂の意を表す！寂然として更に聲なく此一刹那の光景宛然水を打たるか如し終つて全支署長は懇篤訓諭ぜらるゝに再び社會を茶毒せさらしむるは勿論努めて正業に就き優渥なる聖慮を貫徹し奉らんことを以てせらる

嗚呼正に彼等が感激して改悛の情を喚起するは勿論倍蓰したる吾輩も亦此大恩澤に感涙せさる不能なり而して減刑の結果既に主刑の滿期せしもの二十二名にして內監視の引取人なく別房に留置せられたる者三名付加の換刑執行に移りたるもの五名直に放したる者十四名なりとす此十四名のものは更に尊閨所に引致ぜられ出獄后の心得に就き特に全支署長は訓諭を加ふる處ありしに就れも恩澤此等の罪囚にまで及びたる殊恩の忝けなきを感佩して最も謹愼に午后零時四十分を以て一同出獄したり然るに此出獄者中特に一二の訝すへきものあり當地鎭守府軍法會議の處斷に係る熊本熊人木野半藏と云へるものあり最初海軍監獄の移送を受けたる際は病氣衰弱甚しく到底治癒の見込なかりしも衛生保護の周到なるより九死の內に一生を得今亦突然此恩澤に浴するや感極まり狂喜雀躍して曰く健康を保ち此恩澤に浴するを得るもの偏に署長の賜なりとして署長た仰慕する恰も赤子の慈母に於けるか如く出獄后も猶門外に佇み監門守衛看守に厚く謝意を述へたりと云ふ又重懲役十年四にして在監中謹愼の効果顯はれ賞典三個を付與せられ居りしが今回の特典に遭遇せしと五十圓余の工錢を給與せられしに突然たる事の意外に驚き人事を辭ぜさりしか如き恰も一場の活劇を演出するに至りたり之等多年監獄に於て養成したる好習慣と此多額の工錢とを利用して正路に復歸する益し難きにあらさるへし況んや此恩惠に浴したる身に於てをや然り而して全く所轄警察署に交付を終りたるは實に午后零時四十分なりき

左に掲くるは支署長大塚壽夏氏の訓諭を速記せしものにして多少の誤謬なしとせさるも茲に付記すること、せり

因に記す恩典により出監するものは監視の有無に拘はらす警察署に交付する特約ありしを以て押送戒護に重きを加へ看守部長は看守二名と警察署長の注意により應援の爲めに來りたる巡査を率ひ途中無事交付を了せり然るに警察署長は再ひ一同に向ひ悉に將來を戒しむる處ありしと聞く

横順賀監獄支署減刑恩典者に對する訓諭速記

本日汝等を此席に集めたるは正しく汝等の身上に對し至大の恩典を賜はりたる勅令の御發布を奉ふしたるを以て上官の命に依り今茲に謹しく某御趣旨を宣告するにあり汝等一同謹で夫れを敬承せよ（茲に於て就令の下に囚徒一同起立敬禮を表せしめ署員は最敬禮をなす勅令の大旨を支署長懇かに奉讀ぜらるゝ終つて元へ就令にて一同正坐に復せしめ）最も

皇太后陛下の崩御被爲遊たるの御大衷に丁らせられ　今上天皇陛下洽く御惠澤を施させられんが爲め本日勅令を以て確定判決を受たる囚徒にして其執行前執行中に係る者一般に其刑を減刑せらるゝの御趣意にあり則重懲役十一年乃至十年八月以上のものは輕懲役八年に輕懲役八年のものは重禁錮六年に全輕懲役八年末滿六年八月以上のものは重禁錮五年に其他一同のものは悉く今申渡を受ある刑期四分の一を減ぜられたる次第にあり抑も此恩典に浴したるの結果已に本日を以て直に主刑滿期放免せらるゝものあり又放免の期日意外にも接近するに至る者もあり今日直に放免せらるゝの人名は今之に呼上げ逸々申達したる如く又其放免期日の近きに變更せられたるものは追て夫々申渡すべし雖も柳も一同の者に於て實に夢にだも想像し能はざる此稀なる惠澤を賜はりたるの天恩に報ひ奉らんには努めて今日迄監獄にありし起居動作等數年月の久しき終始一日の如く一さして規律に出てざるなきの此能き習慣を出獄の后も必ず忘るゝなく能く各々の家業を稼き一家和合し時に彼は如何なる艱難苦辛不自由なる事に遭遇すとも監獄にありし事を回顧して万事信實を旨とし世に處するの覺悟なるべからず凡そ人として世に生するや天之に與ふるに性を以てし父母の之に與ふるに體を以てせざるなし故に人たるものは能く其性と體とを善用して必要なる生産に從事し自營以て豊ある是之を眞に人の務と云ふべきたり然るに之に反して一念性情の狂ひに出て或は情慾に迷ひ淫蕩に陷り或は一己の怒に乘し再び法律を犯すが如き事あらば今回此長き多き　英照皇太后の大衷に丁らせられ聖恩の渥き天恩に悖るの甚しきものにして千萬悔るも詮なき次第なり吳々も人民の先導なる法律に從ひ其身を守り品行を立て世人の信用を受け風雨雪霜如何なる困難なりと忍耐し會々正業を勉強し尚監視ある者は刑法附則第二十七條各項の規則を守り必ず之に違犯するが如きなきを努むべし然り而して本日直に放免ならさる一同の者も必ず此旨を体し益々改悛し獄則に服從し刑中の不自由を忍堪し官吏の命令を守り作業を勉勵し規則の範圍内に於て自衛を專らに注意し無事出獄の期を得て父母妻子兄弟朋友等に健体に相見へ而して世間有用の人たるの決心あるを要するなり尚本日直に放免せらるゝ者等には夫々申達する事あるへく是の席上之にて退場せしむ

明治三十年丁酉一月三十一日神奈川縣橫須賀監獄支署長神奈川縣監獄書記大塚壽真謹て之を訓諭す

◉各地保護事業狀況

萱島氏別房監視人引受の現況　仁俠を以て名ある鞍手郡の豪富萱島太助氏が曩日大赦の特典に浴しつゝも罪業積んで監視引受け人なく淚を呑み鐵窓影冷なる下に呻吟したる天涯無宿の別房監視人七十有餘名の境遇を憐み己が開發せる香月炭坑に引受け各之に向て生業を與へ恒心を喚起すると同時將來一個純然たる眞民に化せしめんと莫大の費用を投じ彼等を各監獄より香月坑に收容したることは當時詳細報導せし處なるが其後氏は同炭内に家屋を新築して保護壯を携へ一般人民とは全然居室を異にし令弟嘉藏氏をして其保護掌長たらしめ嚴に之れが起居動作を取締らしめたり嘉藏氏亦性元と慈善心に富めるを以て其保護掌長を命ぜられし以來日夜精勵、力を彼等蓬萊の上に用ひ座作進退の末より精神教育の上に至る迄懇篤切實に之を訓誨し朝には義を以て說き夕には理を以て導き理義交も盡れば氏萬斛熱誠の淚を揮て彼等罪業の身の果を憐み一日も速に改善の實効を奏し晴天天下の眞民となり身を立て國を益せよと其教訓恰も慈母の赤子に於けるが如く己れの誠を推して彼等の腹中に置ければ

勗訓誨の句々、言々常に彼等の肺腑を橫行感奮悔悟すること一二にして足らず氏嶋座禪を正し數訓の言を發するごとに彼等必ず感涙に咽んで氏が教訓に服せざると云ふことなしと聞けるが是れ豈に偶然ならんや就中氏は十三名の幼年を憐み蕭牆上一層心を之れに用ひ詳細なる身元取調をなしたるが今其明細書を得たれば左に

幼年者	身元取調表		
父生死	母生死	兄弟有無	教育有無　人員
父あり	母なし	兄弟三人	無教育　一人
父五歳の時死亡	母十七歳の時死亡	兄弟三人	尋常小學校十ヶ月修業　一人
父十三歳の時死亡	母あり	妹一人	無教育　一人
父四歳の時死亡	母生別	なし	尋常小學校三年一期卒業　一人
父十五歳の時行衛不明	母全上留後叔父に養育せらる	兄弟四人	なし　一人
父は八歳の時生別	實母は二歳の時死亡繼母あり叔父に養育せらる	なし	なし　一人
父三歳の時行衛不明	母は其子の悪行を苦み尼となれり	なし	なし　一人
父幼年の時死亡	母全上	兄弟三人あり	高等小學二學年卒業　一人
父十八歳の時死亡	母あり	妹一人あり	高等小學校二學年卒業　一人
父八歳の時死亡	母は十三歳の時死亡	なし	なし　一人
父は十四歳の時死亡	母は十二歳の時生別	妹一人あり	なし　一人
父あり	母は幼年の時死亡	兄弟二人あり	尋常小學校三年修業　一人
父あり	實母は三歳の時死亡繼母あり	妹一人あり	高等小學校一學年修業　一人

邦も人の子たるもの世經倫常の軌道を脫離し慈育の大恩ある親に報ゆる

彙報

◉僞女發見綿密なる身躰搜檢の必要

本月六日午后六時頃檢事の拘留狀に依り窃盜犯長野縣下水内郡豊野村大字豊澤平民渡邊しんと云ふ者熊谷監獄支署に入監全支署に於て直に本人の身躰檢査を行ふにて女監所締は搜檢室に本人を入れ衣服を脫し身躰の全部を搜檢せんとするに本人は兩手を以て陰所を掩へ再三手を放つべしと云ふも更に前の手を放たさるより不審を起し女監取締は强て兩手を放たしむるに曾圖らん陰所に男根の顯然さあるに立

器械方	左棟大	四	一三一四
官業	瓦	人	
工業	冶	人	

會の看守部長も大に驚き直に其旨早川支署長に申告せしより支署長は本人を取糺すに本籍は新潟縣中頸城郡豊葦村太字樽元本名丸山京作二十一年と云ひ五年年前より國元を出立し婦人の姿を裝ひ信州上州地方を徘徊し昨年十月頃より埼玉縣秩父郡大宮町旅人宿平野屋關三郎方に雇はれ下女奉公となし居る内今回窃盜となし大宮警察署に於て逮捕當時婦人を以て押通さんとて專ら女風を裝ひ野上分署寄居分署及深谷警察署等を欺りし終に本月六日熊谷監獄支署に入監し並に始めて偽女なるとを發見したるものなり全人の衣服は秩父太縞の綿入單衣を着し黒じまと大縞博多の帶を結び赤色唐縮緬の長胴着に全し色の腰巻頭髪は當世風の島田髷まがえる眞の女風なり

（明治三十年三月三日東京朝日新聞）

●北海道獄制問題と監獄學者　近來北海道獄制改正問題起りしを以て拓殖務省にては同道典獄各分監長を召集し昨二日より北海道獄制に對する諮問會を開きたりしが右典獄各分監長井に拓殖務省の當事者は一昨一日午後五時より富士見町富士見軒に會し晉て萬國監獄會議に列席し且つ歐州諸國の監獄制度を取調べて此頃歸京せし監獄學者小河滋次郎氏を招聘し列國の監獄に對する意向と實況を聞き併せて刑事殖民に對する意見を聽きたるよし今其大要を聞くに同氏は先列國の實況井に萬國監獄會議の模様を述べ最後に刑事殖民問題に對し熱心其非なる理由を說けり曰く元來刑事殖民なる者は犯罪者たる醜惡の人間を内地より殖民地に移し一方には内地人民の改良を謀り一方には殖民の便宜を計らんとするに在りて有害を變じて有益に充てんとするにあれば其の目的甚だ可なるが如きも實際は反對の結果を生ずるのみならず却つて刑の目的に反するより晉て此の制度を採用し來りし英佛獨露を始め和蘭伊太利等も五十年前より漸々其の制度を廢止するに至り近年露獨共同してシベリヤ地方に此の制度を施行し歐州より惡人を排斥し去らんと務めたりしも今日に至りては獨逸も亦其非なる所以を認めたるを以て右制度を實行するは獨り露佛二國に止れり而して萬國監獄會議を開く毎に此の問題の非難甚しく刑事殖民は勿論殖民地に於ける私立會社に利益を與ふるに止り刑の目的は勿論殖民の目的をも達する能はずとて遂に輿論は刑事殖民に對し國會の議決を經ざる不當の保護金を私設會社に與ふる者なりとの斷定を與へ其論非常の勢力を有せしより終に千八百九十一年佛國のヌーベルカルドの刑事殖民を禁止するに至れり是れ蓋し殖民地には鑛山業者しくは拓殖業に關する私設會社起るに當り囚徒を利用せば自然貸銀低廉なるを以て私設會社は之を利用せんと欲すべく其結果は私設會社に保護金を與ふると同一なりと云にあり然るに近頃巴里に於て開會せし監獄會議に於ては佛國政府に便宜を與へしを以て自國が奉ぜんとする刑事殖民論に對しては大統領始め熱心力を盡せしかば列國議員も主人公たる佛國政府の提出案を無下に排斥するも如何あらんとて國際上多少遠慮する所あり殆んど可決せられんとの勢ありしも正義は尚能く百難を排し右に對して完全なる議決を與へずんば遂かに刑事殖民にして完全なる改良を謀るを得ば之を實施するを適當とす云々と折衷的の決議を爲せしも其實際は刑事殖民を非認する者多數なりき而して監獄制度の上に於て萬國共に改良の必用を謀るは囚徒の業務如何に在り我國の如きは近來監獄上に一大改革を加へ萬國をして殆んど驚歎せしめたるも囚徒業の種類に對し各國に大言する能はざる者ありと是れ他ならず囚徒をして炭坑に從事せしむる事は勿論列國處として雖も囚徒をして炭山採掘に從事せしむるの國他に其例を見ず我國にても先に北海には刑事殖民制を施行せしも其非を自認して之を廢止せしより北海道にては囚徒を炭坑に使役することを禁じ目下囚徒を鑛山に使役するは獨り三池鑛山あるのみと爲れり此ても漸々は廢止せざるべからず云々と又曰く刑事殖民の非なる理由は少なからざれど其重なる者は

第一　刑の目的を達する能はず

第二　殖民の事業を完略する事

炭坑内にて囚徒に事業を與ふる時は監督を與ふる能はず

第三　殖民地をして子々孫々迄も醜惡なる人民たらしめんとす

第四　囚民の移住を妨害する事

第五　一部私設會社に議會の協議を經ざる保護を與ふる事

第六　其他擧げて數ふる能はざる各種の弊害ありて熱心立論する所あり典獄を始め來會者一同も其說に對し一の異議を入るゝ者なかりきとなん

廣　告

今般埼玉慈善會免囚保護院へ左記之通り御寄附相成候間此段謹て慈善會員諸君へ廣告候也

明治卅年三月　埼玉慈善會免囚保護院

熊谷町有志者　熊谷裁判所員　金壹圓五拾錢宛高橋克親、淺野親至

金壹圓宛栗原忠顯、本多皓　金七拾五錢宛岩村伊太郎、高澤終吉、林金次郎、伊藤久次郎、戸數錢之助、野村美徹、執行軌正　金四拾錢大野和太郎

金貳拾錢宛關根逵、北澤勝治、馬場隆太郎、堀尾文太郎、鯉淵徳、福田義喬、横田駒作、富田定治　金拾五錢宛加藤誠、高木正澄、鈴木宗次郎　計金拾貳圓七拾錢

熊谷監獄支署員　金壹圓宛早川眞亨、齊藤仙次郎、島田顯明　金貳拾錢宛岡野春光、鈴木伊三郎　金拾錢宛近藤英之助、福島乘太郎、富田關五郎、加藤直八、峯岸峯次郎、福田操、岡仁三郎、綱川槌三郎、伊藤晃平、奥野多七郎、島崎安平、小山彦太郎、鈴木平次郎、岡村槌三郎、渡邊留吉、根岸悠次郎、岩崎安久太郎、大崎宗太郎、加治三夜太郎、青柳竹之助、中原幸信、神山儀三郎、赤荻信太郎、松本喜佐久、竹内一雄、中山政尭、計金六圓

熊谷警察署員　金壹圓濱田清心　金貳拾錢佐藤福治　金拾貳錢宛松村弓之助、小玉順太、門田乘之助、田中半三郎、田中富太郎　金拾壹錢宛岩瀬文次郎、大窪善吉、春成儀一、大舘初太郎、大野乾一郎、平賀善内、鴨田力藏　金拾錢宛高梨源藏、越川藤太郎、木田親榮、秦正興、八木原瓦之助、大澤三九郎、入澤助次郎、片山德太郎、中原貞一、入江儁、平岩小八郎、關戸善吉、杉本岩長、阿多貫壯太、石坂豊作　計金四圓七錢

大馬郡熊谷町　金五拾錢宛熊谷寺白石普成、久山寺豊田戒聞、新照寺石田寛定　金貳拾錢宛勝龍寺相川眞定、明道寺田島頴山、石上寺金井快隆內照寺石川順運、金五拾錢宛親恩寺、曹洞宗々務支局在勤大田以信、仝根田全鏡

入間郡川越町　金壹圓大智寺守山等空

大里郡　金參拾錢久下村竹東院　金五拾錢日蓮宗覺勝院

金貳百七圓六拾錢　川越町有志者

內譯

金拾圓宛竹谷源吉、高山仁兵衛、內川勘次郎　金五圓宛養善院住職、山內庫之助　金參圓宛廣濟寺住職、遍照寺住職、高等尋常小學校教員一同、野村清次郎、妙法講中、本行院住職、喜多院住職、中院住職、山崎豊、中井尚珍、平井光長　金貳圓五拾錢伊藤長三郎　金貳圓宛綾部幸太郎、鶴田芳次郎、本應寺住職、行傳寺住職、性善寺住職、山本平兵衛、綾部清右衛門、横田準之助、渡邊政方、佐久間松藏、松崎覺太郎、綾部悠兵衛、黒田吉藏、市村嚴　金壹圓五拾錢宛戸田與八、原澤寛吉、小島金兵衛、沼田治兵衛　金壹圓貳拾六錢宛小高一榮、松井教意　金壹圓貳拾五錢宛田中五郎兵衛、高橋幸助、神田關三郎、鈴木綿次郎、金壹圓拾九錢武石傳四郎　金壹圓宛綾部勝五郎、原田勝藏、喜多欣一郎、鶴田半七、野々山喜右衛門、水村龜二郎、內藤忠右衛門、利根川峯吉、綾部清兵衛、日吉五郎兵衛、阿部覺吃、淨國寺住職、大蓮寺住職、十念寺住職、眞行寺住職、長喜院住職、妙泉寺住職、廣運寺住職、光西寺住職、井上力、栗林寺住職、東明寺住職、新井末之助、矢部又十郎、綾部喜右衛門、菅間定次郎、小山文藏、細田長兵衛、細貫伊助、神島源藏、關谷幸十郎、菅間正作、岡田秋業、北野俊太郎、滋邊吉右衛門、青柳保太郎、